令和５年

第４回定例会

会　議　録

令和５年１２月１３日

令和５年第４回　江 差 町 議 会 定 例 会
（第１号）

◎　期日及び場所

令和５年１２月１３日（水）　午前１０時００分　　江差町役場　議場

◎　議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会　期　の　決　定

〔議　長　諸般の報告〕

日程第　３　閉会中の継続調査の申し出について

日程第　４　令和５年第３回定例会

認定第１号　令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和４年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和４年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和４年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　令和４年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　令和４年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　令和４年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　令和４年度江差町水道事業会計決算の認定について

〔町　長　　行政報告〕

日程第　５　一　般　質　問（７名）

日程第　６　議案第　１号　江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第　２号　江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第　３号　江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　４号　江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０	議案第　５号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第　６号	江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について
日程第１２	議案第　７号	江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について
日程第１３	議案第　８号	江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について
日程第１４	議案第　９号	令和５年度江差町一般会計補正予算（第９号）について
日程第１５	議案第１５号	令和５年度江差町一般会計補正予算（第１０号）について
日程第１６	議案第１０号	令和５年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について
日程第１７	議案第１１号	令和５年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第１８	議案第１２号	令和５年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第１９	議案第１３号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第２０	議案第１４号	工事請負契約の締結について
日程第２１	発議第　１号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
日程第２２	発議第　２号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

◎　会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会　期　の　決　定

〔議　長　諸般の報告〕

日程第　３　閉会中の継続調査の申し出について

日程第　４　令和５年第３回定例会

認定第１号　令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和４年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和４年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和４年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　令和４年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　令和４年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　令和４年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　令和４年度江差町水道事業会計決算の認定について

〔町　長　　行政報告〕

日程第　５　一　般　質　問（７名）

日程第　６　議案第　１号　江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第　２号　江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第　３号　江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　４号　江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第　５号　江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第　６号　江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について

日程第１２　議案第　７号　江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について

日程第１３　議案第　８号　江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

日程第１４	議案第　９号	令和５年度江差町一般会計補正予算（第９号）について
日程第１５	議案第１５号	令和５年度江差町一般会計補正予算（第１０号）について
日程第１６	議案第１０号	令和５年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について
日程第１７	議案第１１号	令和５年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第１８	議案第１２号	令和５年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第１９	議案第１３号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第２０	議案第１４号	工事請負契約の締結について
日程第２１	発議第　１号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
日程第２２	発議第　２号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

◎　議事日程（追加）

追加日程第１　　発委第１号　田畑豊利議員に対する問責決議（案）について

◎　会議に付した事件

追加日程第１　　発委第１号　田畑豊利議員に対する問責決議（案）について

◎出席議員（１２名）

議長	萩原　徹
副議長	塚本　眞
議員	打越東亜夫
〃	飯田隆一
〃	小野寺　真
〃	室井正行
〃	小梅洋子
〃	西海谷　望
〃	出﨑太郎
〃	田畑豊利
〃	大門和幸
〃	増永一彦

◎出席説明員

町長	照井　誉之介
副町長	田畑　明
教育長	出﨑雄司
総務課長	岸田礼治
まちづくり推進課長	尾山　徹
財政課長	長尾恵一
税務課長	西海谷　靖
町民福祉課長	畑　竜哉
健康推進課長	白鳥智子
産業振興課長	竹内　強
産業振興課参事	布施順司
追分観光課長	国仙敏孝
建設水道課長	岸田雄治
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	宮津宗介
社会教育課長	安田克臣
総務課主幹	森　直彦
まちづくり推進課主幹	秋山悦子

◎欠席

高齢あんしん課長	畑　明日香

（議会事務局）

局長	梅川年代
議事係長	三宮弘之

開　会　１０：００

※ベルが鳴る

（議長）
ただ今の出席議員は、１２名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から、令和５年第４回江差町議会定例会を開会致します。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

（議長）
日程第１、会議録署名議員の指名を致します。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、７番室井議員、８番小野寺議員を指名致します。

（議長）
日程第２、会期の決定を議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

（議長）
室井委員長。

「室井委員長」（議会運営委員会報告）
おはようございます。
(「おはようございます」の声)
それでは、委員会から報告を申し上げます。
一つ、委員会の開催状況について。
当委員会は、１１月２７日、１２月５日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。
２、今定例会の議案、一般質問などについて。
今定例会には、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償などに関する条例の一部を改正する条例をはじめ、全１５件の議案が提出されている他、議員発議２件、一般質問は７名の通告であります。
詳細につきましては､お手元に配布しておりますので､報告書のとおりでございます。

３、会期の日程について。
議案審議などの観点から、会期日程を本日１２月１３日、１日間とすることに決定致しました。
４、一般質問などについて。
これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は再再質問まで認められます。質問時間については、従来どおり答弁を含め６０分の時間制とし、質問答弁については、議員は１回目の質問から自席で、町理事者は１回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うこととしております。町理事者の反問権については、従来どおりです。
以上、議会運営委員会おいて、協議した結果を報告致します。
宜しくご審議お願い致します。

（議長）
以上で、報告が終わりました。

（議長）
お諮り致します。
今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって、今定例会の会期については、本日１日間と致します。
一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、１回目の演壇で、２回目以降は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで答弁を含め、６０分の時間制を採用して行うものと致します。
また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、６０分の制限時間外とすることに決定致しました。
また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しますので、ご協力宜しくお願い致します。

（議長）
次に、議長からの諸般の報告を致します。
報告内容は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

（議長）
日程第３、閉会中の継続調査の申し出について議題と致します。

議員（正：議会）運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から、会議規則第７６条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

（議長）
お諮り致します。
各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査と決定致しました。

（議長）
日程第４、令和５年度第３回定例会、認定第１号、令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和４年度江差町水道事業会計決算認定についてまでの各会計決算認定を一括して議題と致します。
ただ今の各会計決算の認定議案については、令和５年第３回定例会において、令和４年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」
議長。

（議長）
塚本委員長。

「塚本委員長」（決算審査特別委員会報告）
皆さん、おはようございます。
（「おはようございます」の声）
私からは、令和５年度第３回定例会において、本委員会に付託されました認定第１号、令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和４年度江差町水道事業会計決算の認定についての審査結果をご報告致します。
本委員会は、令和５年８月２３日に設置し、１０月の１０日から１２日の計４日間、委員会を開催して審議し、最終日には、町長に対する総括質疑を行ったものであります。
その結果、一般会計決算認定においては、賛成多数により認定すべきものと決定され、その他の特別会計及び水道事業会計決算認定においては、全委員の賛成により認

定すべきものと決定されました。
　また、審議において意見、要望があった点について申し上げます。
　まず１点目が、役場職員の補充と各課への適正配置についてであります。
　役場内における各課の業務量に対し、職員の配置の偏りがあるように思われ、特に最近では、長期の病気休暇や早期退職者などの欠員による補充が追い付いておらず、人事異動等により一時的な対応は行っているものの、減員となった部署においては、その分の負担が増しているものと想定されます。
　定員適正化計画は理解しますが、職員の事前採用も含めた早期の採用について、もう少し検討を要するものであり、速やかな職員体制の整備や適正な配置が必要である。
　２点目ですが、町営住宅の老朽化に関する対応についてであります。
　町内には使用されていない老朽化した町営住宅が点在しており、それらは街の景観を阻害している状況にあります。
　また、町においては、民間の空き家対策を講じていますが、町有施設がこのような状態では、町民等に対し示しがつかない、そのような状況に成り得ることも懸念されるものであります。
　公営住宅長寿命化計画や財政事情には一定の理解は出来ますが、計画の見直しや前倒しも視野に、老朽化住宅を速やかに解体していくような対応を検討願いたい。
　３点目ですが、高齢者福祉バスの老朽化についてであります。
　町民からの需要の多い高齢者福祉バスが老朽化により、運行がままならない状況にあり、安全性等が危惧されているところであります。
　また、他に有している２台のバスにおいても、購入時から相当の年数が経過しているところもあります。所有するバスの台数や乗車人数、利用実態を把握した上で、町有バスの在り方を早期に協議し、予算化を進めるとの答弁でありましたが、運行に支障が来たす事のないよう速やかな対応を願うところであります。
　４点目が、北海道江差観光みらい機構の今後についてであります。
　平成３０年観光振興を軸に地域活性化のために設立され、翌年より本格稼働した北海道江差みらい機構について、この間、町として多額の資金を投入してきたところであり、機構においても様々な事業を展開してきたところであります。
　しかしながら、未だ独り歩き出来る状況には至っておらず、近年においては、主要なスタッフの体調不良や退職等により、組織として思うような活動が展開出来ていない状況であり、由々しき事態となっています。
　みらい機構という組織の将来的な在り方を踏まえつつも、喫緊の課題である経営感覚を有した人材の確保や不足しているスタッフの補充について、早急に対策を講ずる必要があるものと考えます。
　以上、決算特別委員会の報告に変えさせて頂きます。
　ありがとうございました。

（議長）
以上で、委員長の報告が終わりました。

（議長）
お諮り致します。
ただ今、報告がありました各会計決算の認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第１号から順次、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、認定第１号から順次、討論、採決を行います。
認定第１号、令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。
討論希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望なしと認め、討論を終結致します。

（議長）
認定第１号の採決を行います。

（議長）
令和４年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。
委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第１号は、認定することに決定致しました。

（議長）
お諮り致します。
認定第２号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和４年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの８件

については、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。
　本件については、討論を省略し、順次、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、順次、採決を行います。

（議長）
　認定第２号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第２号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第３号、令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第３号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第４号、令和４年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、多数で、挙手、全員、挙手、全員であります。
　よって、認定第４号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第５号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第５号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第６号、令和４年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のどおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第６号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第７号、令和４年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のどおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第７号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第８号、令和４年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第８号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　認定第９号、令和４年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のどおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、認定第９号は、認定することに決定致しました。

（議長）
　次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（行政報告）
はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてご報告申し上げます。
６５歳以上及び基礎疾患を有する方を対象とした、令和５年春開始接種につきましては、5月２３日から7月１５日の間で１１回の集団接種を行い、接種率は全体で４５．３％、６５歳以上の高齢者は７６．６％となっております。
初回接種を完了した全ての方が対象となる令和５年秋開始接種につきましては、６５歳以上の方から順に接種券の発送を行い、１０月２１日から集団接種を実施しております。
１１月上旬に６４歳以下の対象者に年齢の高い順に接種券を発送し、先週１２月７日までで１３回の集団接種を終了しており、現在の接種率は全体で３７．６％、６５歳以上の高齢者は６１．５％、６４歳以下では１８．５％となっており、こののち、高齢者施設等の接種及び１２月１９日から２１日まで３回の集団接種を予定しており、１２歳以上を対象とした集団接種の日程を終了致します。
１１歳以下の対象者へのワクチン接種は、北海道立江差病院小児科での個別接種で対応します。
５歳から１１歳までの小児ワクチン接種は、先着順となりますが、現在、確保済のワクチンで日程調整を行っており、6か月から４歳までの乳幼児ワクチン接種は、檜山南部４町で確保済のワクチンを活用した広域接種で日程を設定しており、対象者へ個別に案内を送付し、申込のあった接種希望者へ接種券を発送します。
なお、集団接種終了後の接種希望者につきましては、医療機関での個別接種での対応を予定しており、使用するワクチンにつきましては、確保できるワクチンで実施することで、医療機関と日程調整を行っており、決定しましたら町広報等でお知らせ致します。
次に、令和６年度以降の接種についてですが、国の予防接種ワクチン分科会において、インフルエンザワクチン接種と同様に重症化予防を目的とし、予防接種法のＢ類疾病と位置づけ、定期接種を実施する方針が示されましたが、接種費用等については示されておらず、今後最終的な結論について国から示され次第、町広報等でお知らせ致しますとともに、町内医療機関等へも情報提供と協議を行い、令和６年度以降の接種体制を構築して参ります。
次に、緊急避難場所及び避難所の指定についてご報告申し上げます。
令和５年９月２０日、南が丘７番地１７２に所在する檜山地域人材開発センターまなびっくを、災害時の緊急避難場所及び避難所として指定致しました。
同施設では平時、一般社団法人檜山地域人材開発センター運営協会が事業を展開し

ていることから、同日、同協会と災害時における避難所等施設利用に関する協定を締結したうえで、指定しております。

同施設のグラウンドを指定緊急避難場所とし、最大収容想定人数は１，４４４人、体育館及び建物の１階から３階までの各会議室、研修室など９室並びに宿泊棟を指定避難所とし、最大収容想定人数は４５６人となっております。

今回の指定により、指定緊急避難場所は２７か所目、指定避難所は５２か所目となり、昨今の激甚化する災害に備え、今後も避難所等の拡充に努めて参ります。

次に、滋賀県東近江市との地域連携協定の締結についてご報告申し上げます。

８月３０日の議会全員協議会でご説明し、第３回議会定例会で補正予算の議決を頂いた滋賀東近江市との地域連携協定の提携を、先日終えましたことからご報告申し上げます。

去る１１月２７日、私と萩原議会議長が東近江市役所を訪問し、小椋市長様、西澤議会議長様をはじめとする市の幹部の皆様を含めた９名が出席される中、締結式に臨んで参りました。

東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった森、里、川、湖が広がる多様性のある自然の中に、聖徳太子ゆかりの寺社など、万葉の時代から綿々と受け継がれてきた千年を超える歴史、文化、伝承が蓄積されたまちであり、更には日本経済の礎を築き、江差町との縁となった五個荘近江商人の発祥の地でもあります。歴史と時代を生きた近江商人の息吹を感じられる街並みを案内されるなどの歓待を受けて参りました。

本地域連携協定においては、互いの地域資源を活かしながら、災害発生時における相互応援、近江商人などの歴史文化資源を活かした交流、特産品の販路拡大、知名度の向上及び誘客の推進及びその他両市町が必要と認める事項に関する５項目を揚げ、今後の両市町の交流の推進と友好関係の発展に寄与することを確認致しました。

今後は、歴史的に繋がった関係を更に発展させながら、新たな地域連携の充実と双方にとって、有益で継続性のある取り組みを推進して参りたいと考えております。

次に、北海道檜山沖洋上風力発電事業法定協議会についてご報告申し上げます。

令和５年１２月１８日、１３時３０分より、檜山沖洋上風力発電事業に係る第１回法定協議会が当町で開催されます。法定協議会は檜山海域が今年５月有望な区域として整理されたことにより、再エネ海域利用法に基づく協議会として設置されるものです。

今後は法定協議会において、選定事業者に求める事項や地域の将来像を意見として取りまとめ、協議会における同意が得られましたら、経産大臣、国交大臣による促進区域の指定となります。洋上風力発電はゼロカーボンに大きく貢献することはもとより、産業育成、地域ブランドの向上、地域活性化に大きく期待を寄せるものです。

現在当町では、再生可能エネルギーゾーニング検討協議会において、地域の自然環境や社会条件に関する情報を重ね合わせたゾーニングを検討しており、計画段階からゾーニングが反映されるよう取りまとめているところであります。

今後、議員の皆様にお示ししたいと考えており、最終的には条例案として議会にお諮

りしたいと考えています。
法定協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業との将来像について議論を積み重ねながら、促進区域への格上げに向けて臨みたいと考えております。
法定協議会の進捗状況については、機会があるごとに議員の皆様にも情報提供を図って参りますので、宜しくお願い致します。
次に、寄付採納についてご報告申し上げます。
令和５年１１月１０日、札幌市中央区南２条東２丁目７番地１、株式会社アイネス代表取締役社長　安田敏也様より、企業版ふるさと納税のご寄附がございました。
道内でお世話になっている自治体に対し感謝の意を込め、役立てて頂きたいとの意向から、当町では北の江の島事業に活用させて頂きます。
なお、ご寄附額については、アイネス様のご意向により、公表を控えさせて頂きます。
次に、令和５年１１月２０日、江差町字砂川１１番地３、株式会社北辰運輸　代表取締役　矢原幸康様より、子供たちのスポーツ振興の充実に役立てて頂きたいと、現金１００万円のご寄附を頂きました。令和２年度より毎年ご寄附頂き、寄附総額は５００万円となりました。
ご寄附頂いた１００万円につきましては、小学生スポーツ団体への支援に活用させて頂きます。
次に、令和５年１１月２６日、東京江差会会長　阿部秀一様より、現金５万円のご寄附がございました。
同会は、令和元年に長らく休眠状態にあった東京江差会を再開し、江差町応援のためふるさと貢献事業などを実施されております。
先日開催されました総会の際に、会員様からのふるさと応援のための募金をご寄附頂いたところであります。
ご寄附頂いた現金につきましては、江差町発展のために活用させて頂きます。
最後に、令和５年１１月２９日、函館市若松町２番地５、明治安田生命保険相互会社函館支社長　石桁健司様より、現金５６万６，０００円及びサウンドアーチ１台のご寄附がございました。
同社におきましては、従業員と会社が応援したい自治体へ寄附を行う、私の地元応援募金という取り組みをされておりまして、江差町におきましては、令和２年から毎年ご寄附を頂いているところであります。
ご寄附頂きました現金につきましては、町民の健康増進のために、サウンドアーチにつきましては、現在実証運行をしている江差マースの問い合わせ電話で活用させて頂いております。
以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

（議長）
以上で、行政報告を終わります。

（議長）
日程第５、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、７名の議員から通告がありました。
通告順に従って、順次これを許可致します。
まず、室井議員の発言を許可致します。
室井議員。

「室井議員」
最初に、単刀直入に日本遺産認定、美しい村連合の最大の目的と期待する効果は何であったのでしょうか。
そして、現在、どのように総括しているのか、所見を求めたいと思います。
北の江の島構想の全体像がわかりづらく、なかなか見えてこない中、拠点施設として先行する施設の計画を民間活力導入調査及び基本設計が去る１１月６日に入札が執行され、業界新聞で初めて知り得た情報です。
間違いございませんか。
落札されたコンサルタント会社は、道内でも有数の実績豊富でクオリティーの高い企業であります。
しかし拠点施設は、かもめ島周辺の地区のど真ん中に建設され、歴史性、日本遺産との関連性への工夫を要する施設にしなければならないと、私は強く認識するものであります。地域全体構想があれば、その中での位置付け、機能性などを含め、日本遺産との戦略的取組みが必要とされますが、その認識について伺いたいと思います。
歴史性豊富な地区での先駆的な拠点施設は、単に商業、トイレ、休憩、子ども関連、道路情報などの機能のみではない複合機能と空間を創出しなければならないと認識致します。
江差町固有の歴史性と機能、空間の創出がなければ、かもめ島周辺にあえて第２の道の駅をつくる必要があるのか、これは明確な答弁を求めたいと思います。
多額の財政支出が伴う事業には、色々なご意見を述べる方がいるかと思いますが、江差町最大の重要課題と改めて認識され、日本遺産認定の町にふさわしい事業推進を図って頂きたいと思います。
間もなく、令和６年度の予算編成作業に着手されると思うが、日本遺産と美しい村連合加盟の意義をしっかり再認識され、町政課題の一つとして全体構想の中での事業化を図って頂きたいと思いますので、所見を求めます。

（議長）
町長。

「町長」
室井議員からの一般質問、日本遺産、美しい村連盟、連合加盟と町政課題について

のご質問にお答えを致します。

はじめに、日本遺産認定、美しい村連合加盟の最大の目的と期待する効果、そして、現在の総括についてのご質問にお答え致します。

江差町には、江差追分や姥神大神宮渡御祭に代表される伝統文化や、かもめ島の史跡や自然景観など、多くの歴史的、文化的自然が数多く残されており、その財産を大切にしている町民が多くいることの素晴らしさに感銘を受け、その魅力は全国に誇れる観光資源との思いで、町長就任時より各種施策を展開して参りました。

日本遺産認定、美しい村連合加盟は、こういった財産や資源をこの町独自のブランド力として国内外に発信するとともに、町民にこの町の素晴らしさに誇りを持って頂く、地域への誇りと愛着の醸成であります。

現在、コロナ禍だけが理由ではありませんが、観光客数などいまだ厳しい状況が続いておりますし、日本遺産に関しましては、先般開催致しました議会全員協議会で報告しましたとおり、この間の取り組みなども踏まえ、条件付き認定継続という結果でもありました。

行政として取り組みが弱かった面は反省しつつ、町民皆様が財産を大切にしている活動は今も変わっておりませんので、その町民の活動と想いを地域活性化に連動させるような取り組みにして参りたいと考えております。

次に、拠点施設整備に向けた入札について触れられておりますが、令和５年度当初予算で計上させて頂いておりました基本設計業務と、第３回定例会で予算補正をご承認頂きました民間活力導入調査を一括しながら１１月６日に入札し、契約締結しております。

業務内容と致しましては、これまで策定を終えた基本構想、基本計画で示した町が求める機能をベースとしながら、町内外の皆さんが集い楽しんで頂く拠点施設の在り方、そして、民間企業が施設運営に携わるとした場合の営業スタイルなど、受注業者の専門的な知見はもとより、いくつかの民間企業にヒアリングして頂きながら、最終的に江差町の計画に合った整備方針を策定することとしています。

また、議員のご質問にもありますとおり、整備する施設は江差町のシンボルであるかもめ島といにしえ街道のまさに中心です。言うまでもなくこの２つのゾーンに日本遺産の構成文化財が数多く点在していることから、整備予定施設はそれぞれのゾーンの魅力を個別に紹介し、回遊して頂くための拠点施設であり、町として２つ目の道の駅ではございますが、単なる道の駅機能の整備に留まるものではないことを改めてお伝えしたいと思います。

施設整備の効果を高めるため、例えば、いにしえ街道の菓子店の皆様とタッグを組みながらスイーツバルの拠点として、あるいは、施設自体にかもめ島での遊びをサポートする窓口を設けるなどといった、施設とソフト事業を有機的に結びつけていく方針です。

令和６年度の予算編成に向けての言及がございました。日本遺産再審査のご指摘の中には、観光客の皆さんが江差を旅するにあたり、事前に日本遺産の町であること

と、認定された江差特有の歴史とその背景の魅力を知ることが出来る。
　また、訪れた際にそういった資源を見たり、聞いたり、触れたりすることが出来るという所が不足しているということがありました。
　３年後の認定継続審査において、そういったご指摘をクリアするだけでなく、町民全体の気運を高めていくよう準備を進めて参りますので、ご理解願いたいと思います。
　町が北の江の島拠点施設整備基本構想を策定したのが令和３年度です。策定作業を進める中で、令和３年８月に議会の皆様と意見交換をさせて頂いた際に、議員の皆様から多くのご意見を頂きました。その中に江差町としては、最後の大型プロジェクトだと位置付けたご発言がございました。そして多額の財政支出も伴います。基本設計策定期間中においても、議員の皆様との意見交換の場を設けながら、丁寧に策定作業を進めて参りますので、ご理解頂きますよう、宜しくお願い致します。

（議長）
　室井議員。

「室井議員」
　再質問させてもらいます。
　日本遺産については、１２月２日付けの新聞資料で、また、１２月５日の全員協議会で、条件付きで認定継続などについて、説明を受けました。
　その中で、日本遺産のストーリーに根差した新たな構想で、アイデアが必要などの指摘があったと伺っております。
　私は、過去の定例会での一般質問において、まちづくりには江差町の歴史と特性を生かしたストーリーが必要であると、何度か提案しておりますが、検討された足跡が見られません。
　いにしえ資源研究会の会長さんのコメントは、非常に大切で重要な提案と私は理解しておりますので、もう一度、職員の皆さんが意味をしっかり理解してもらって、対応して頂きたいと思います。
　美しい村連合加盟など含め、町民にどの程度理解されているのか。総括され、前向き思考で調整課題の大きな１つとして、概略の全体構想を策定し、次年度から第一歩を踏み出して頂きたいと思います。
　第２の道の駅は単純に他町と比較することなく、江差町と地区の歴史性と日本遺産の理念に最大限近づける努力を、努力と工夫をして頂きたいと思いますので、改めて再度、答弁を求めたいと思います。
　以上。

（議長）
　まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
　室井議員から、日本遺産を絡めて北の江の島構想に関する２問目のご質問を頂きました。
　全体構想に関して、なかなか室井議員がご質問、あるいはご意見頂いた部分に関しての議論が進んではないのではないかというご意見だったと思います。
　先程来、町長の答弁にあった民間活力導入調査、この中では単にその道の駅、あるいは拠点施設だけの整備に関しての方向性を定めるものではなくて、かもめ島だとか、あるいはいにしえ街道、そういったこと、どう、こう繋げながら民間の皆さんがそれらを上手く活用し、たくさんの方を呼ぶ、誘う、そういった施設を目指すのかというところを、しっかり、こう、作り込んで頂けると私は考えておりますんで、そういった中には、これまで室井議員からのご質問、ご意見、そういった部分は、しっかり、こう、お伝えしながら組み込むと。議会全体のご意見もございますし、そういった部分は、しっかり組み込もうという形で進めたいと思います。
　また、日本遺産再認定の際の、その、いにしえ研究会の方のコメント、これは町全体として、しっかり、こう、肝に銘じて今後の日本遺産の事業づくり、こういったところで努めて参りたいと思いますんで、ご理解頂きたいと思います。
　以上です。

（議長）
　はい。室井議員。

「室井議員」
　それでは、２問目に入っていきます。
　本年の第１回定例会において、私はカネマツビルと既存の江差警察署庁舎について、江差町の中心市街地の重要な位置にあり、周辺の大規模空地を含めて有効活用を図るべきと具体的な提案をし、少し前向きな答弁も頂いております。
　債権者と債務者との係りがあり、なかなか単純解決が出来づらい一面もありますが、江差町は何をしたいのか、明確な意思表示をするべきだと考えておりました。
　本年第１回定例会以降、江差町として何か行動し、得ている情報があれば伺いたいと思いますので、宜しく答弁をお願いします。

（議長）
　町長。

「町長」
　室井議員からの２問目、江差警察署庁舎の長寿命化基本計画基本設計と江差町の対応についてのご答弁を申し上げます。
　本年３月の第１回定例会の一般質問において、室井議員から旧カネマツビルの解体

促進、跡地への江差警察署の移転に関するご質問を頂いておりました。
　江差町と致しましては、江差警察署に関しましては、第一義的に北海道が判断することであり、立地場所や老朽化した建物など、町としての意見につきましては、何らかの形で北海道などに伝えていく旨のご答弁を申し上げたところです。
　議員もご承知のとおり、旧カネマツビルに関しましては、土地と建物に係る所有権、抵当権、債権債務等の権利関係が複雑な状況もあることから、第１回定例会以降、室井議員の提言を踏まえ、貸付債権を所管しています北海道の担当部署を直接訪れ、債権債務の課題解決と跡地利活用についての要請、意見交換を行ってきたところでございますが、江差警察署につきましては、令和元年度に長寿命化診断を行い、設計基準強度を満たしており、適切な改修工事を行うことで、今後、概ね２０年以上の使用が見込めるとの診断結果が出たことから、令和２０年度までの使用を見込んだ長寿命化改修工事を行う方針となっており、令和５年度に実施設計、令和６年度以降、改修工事が行われる見通しであるとのことであり、現状として旧カネマツビル所在地への移転は困難であると認識しております。
　旧カネマツビルに関しましては、権利関係が複雑な状況に加え、一部外壁の崩落等も見られ、歩行者の安全確保の観点からも対応が必要となっております。
　江差町と致しましては、当該所在地につきましては、市街地の重要な位置であると認識しており、旧カネマツビルに関して北海道と課題の解決に向けて改めて協議を進めていき、その上で周辺の用地も含めた有効活用を検討したいと考えておりますので、ご理解頂ければなと思っとります。

「室井議員」
　いいですか。

（議長）
　室井議員。

「室井議員」
　今、あの、そういう答弁ですよね。私は言いたいのはですね、いいですか。国の土地だろうが、道の建物であろうがですね、民間であろうが、江差町はこういうことでここが必要なんだと、こういうふうにしてもらいたいんだというね、そういう所在地のトップとしてですよ、認識なかったら駄目でないですか。ね、どこから聞いたら、駄目でした。ここに聞いたら、こういう、まだ考えてません。それで、下がってはならないんですよ。私は１つの例として、今、カネマツビルの跡地のことを申し上げましたけどね、いいですか。これ１１月１３日、建設課長来てるかな、建設水道課長、ね、あ、いるね。これ、あの、建設新聞紹介されてます。八雲の警察署、移転新築、規模は２階から３階建て、約２，３００平方メートル、令和７年度に本工事着手し、令和９年度に完成する予定となっております。

これはですね、私が、あの、３月議会で、今年の３月ですね、第１回定例会で調べた段階では、計画がなかったんですよ。ここは、あの、旧国立病院かな、跡地に、今、役場庁舎建てますね。これは、素晴らしい設計、東京国立競技場設計した隈さんという方ですね。それの近くにですね、この警察署が移転するんですよ。なかったものが急遽ですね、計画に乗るということは、やっぱり八雲町のね、そういう一所懸命なね、ここに建てて下さい、ここに何とか町で土地確保して、ちゃんとやりますという、そういうあれがあったのではないのかなと、私は思うんです。だからよその町のことはいいですけども、江差もですね、可能性はまだあるんですよ。今、町長答弁したけど、カネマツさんのこともね、民間人もちょっと動いています。でも、頑張ってもらいたいです。まだ、道の建物もあります。国の建物もあります。使われていない物は、たくさん江差にあるんですよ。檜山支庁時代からの。これらをね、民間にそういう施設と上手く連携してですね、よその町にない、よその町には出来ない、そういう物をね、我々やるんだっていうね、決意をね、行政になかったらどうするんですか。あれも駄目、これも駄目って、聞いて帰るだけだったら、意味ない。難しいところ調整していく。ね、汗をかく。机に居てね、ああだね、こうだね、電話でしゃべってるだけで物事進まない。私は何回もゆってる。失敗してもいいから、動けって、行動せって。そういうものに対して結果はね、問わない。これから色んなことあります。例を挙げれば時間が掛かるから、議事進行上、止めますけど、そういう気持ちをね、やっぱり全体で、ね、町長、副町長、管理職全員で、ですよ、力を合わせて頑張っていくって。そういう強い姿勢でね、欲しいので、副町長、答弁あったら言って下さい。

（議長）

副町長。

「副町長」

えーと、室井議員からは、何度か提言を受けながら少し触れますけども、３月議会で受けて、私自身は４月の中旬に直に行動を起こしました。その時点では、はっきり言って警察署、何とか持って来たい思いで迎えましたけども、町長答弁のとおり、債務債権のところを解決しない限り前に進まないと、こういう状況でございましたので、それじゃ危険な建物がそのまま残地していいのかと、いうこういう状況に入る訳でございまして、今、まず扉開けるところとすれば、債権債務の部分を、町の、はっきり言ってこの後になりますけども、顧問弁護士に相談もしながら力を借りて、ただ単に債務債権が片付かないから危険回避も出来ないとか、そういったことにないようにですね、今、それらの武装もしながら、まず、この建物の危険回避を図った上で、議員おっしゃる通りその土地に、ただ解体すればいいってことではなくて、どういったものが、今、国や道の機関も出しましたけども、どういった活用策もあるのかですね、これは少し練ってみたいと、このように思います。

いづれにしても、もう一度その危険回避のための動きをですね、道の担当の方と直に対面して、交渉して参りたい。
以上でございます。はい。

「室井議員」
直ぐ終わります。

（議長）
室井議員。

「室井議員」
えーと、総務課長、もしね、あそこ直ぐ隣、道路です。車も結構、通ってます。駐車場もあります。この建物にですね、地域から要望あって、何とか直して下さい、何とかして下さいって、要望あったのにですね、もし、あの外壁が落ちて通行人が怪我したと。これは、裁判の判例上ですね、誰が責任を負うんですか。要望あったのに対応しなかったら、誰が責任を負うんですか。答弁して下さい。

（議長）
総務課長。

「総務課長」
ただ今の責任の所在に関するご質問にお答え致します。
基本的に空き家と言われる建物の管理等につきましては、債権債務等々ありますけど、基本的には所有者が適正に管理すべきもの、という認識をもってございます。
これらの物に介して、その所有者が何らかの手立てが出来ない場合については、行政としての関わりが出てくるものというふうに認識してございます。
以上です。

「室井議員」
はい。いいです。
終わります。

（議長）
以上で、室井議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、出﨑議員の発言を許可致します。
出﨑議員。

「出﨑議員」
私からは、２点質問致します。
まず、人材バンクについて。
生活支援体制整備事業の一環として、１１月３０日までの人材バンクが試行されました。町内の人材活用という意味で意義ある取り組みだと思います。以下について質問致します。
１つ目、登録者はデータベース化され、町で管理されるということで宜しいのでしょうか。
２つ目、マッチングの有償の場合、金額調整まで町が関わるのでしょうか。
３点目、試行後の予定はどうなっているのでしょうか。
以上、お伺いします。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員の生活支援体制整備事業の一環である、活動の一環で活動している人材バンクに関するご質問にお答えを致します。
当町で実施しております生活支援体制整備事業の一つに、ネクストイノベーション事業がございます。ネクストイノベーションは、以前に行われていた個々を結び付けるまちづくりカフェが前身となる事業で、個々に加え、団体同士の結び付きで地域課題に取り組む住民主体の活動を立ち上げるものでございます。
この事業では、４つのプロジェクトチームが構成され、その一つに人材バンクプロジェクトがございます。
１つ目のご質問の人材バンク登録者のデータベース化の管理についてでございますが、ネクストイノベーションのプロジェクトチームで実施している内容は、現段階で人材に関して、困っている方と特技や経験を活かしたい方がＱＲコードを活用し、回答して頂くものとなっております。町の方々に人材バンクという取り組みについて関心を持って頂くことを目的とした試行段階であり、町が管理するまでは考えておりません。
２つ目の有償マッチングの場合、金額調整まで町が関わるのかというご質問ございますが、事業の中で試行を行っているプロジェクトチームは、ＱＲコードの質問に有償、無償を選ぶ項目を策定しております。
内容と致しましては、意向に関する調査であり、町は金額調整に関わっていくことは考えておりません。
３つ目の人材バンクプロジェクト試行後の予定についてでございますが、調査結果が１１月末時点で登録者ゼロ人だったこともあり、周知方法も含めた取り組み方について再検討する必要があると考えておりますし、人材活用は高齢化に伴う地域課題を

解決していくためにも必要な取り組みであります。
　事業の浸透を図る工夫を行い、町の皆様に知って頂き、住民主体の支え合い活動を推進して参ります。
　今後は、より一層事業をとおして、様々な町の方々の価値観を包括しながら取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）
　出﨑議員。

「出﨑議員」
　再質問させて頂きます。
　私は、当選、初当選の翌３月議会の一般質問で、町民の人材活用において、有資格者や特殊能力を持つ者の把握のために、データベース化が必要なのではないかと問い、データベース化をはじめ、どのような人材活用が有効なのかを検討するという答弁をもらっています。
　今回の人材バンクについては、その第１歩と考えて宜しいのでしょうか。
　また、今回のチラシ、人材バンク始めました、では、１１月末までの登録者はゼロだったと聞いています。ちょっと、ま、町民にはその意図が伝わりにくかったのかも知れません。
　現在、試行段階とのことですが、今後どのような組織で組織が有効なのかも含めて、前向きに取り組むということで宜しいのでしょうか。
　以上、お伺いします。

（議長）
　副町長。

「副町長」
　えーと、担当課長おりませんので、私から、ちょっと答弁させて頂きます。
　少し振り返りますと、出﨑議員の人材活用に係るこの質問に対する答弁、多分、リタイヤしたベテランなどの方々も含め、有資格者などを双方合意の中で、行政サービスにも一役買ってもらう取り組みとしての人材活用でなかったかなというふうに記憶してございます。
　その時には、広く一般町民を対象とした人材活用ということで、どのような人材活用策が有効なのか検討したい、という答弁を教育委員会の社会教育サイドで答弁したと思います。
　そこで、今回の高齢あんしん課所管におけるこの人材バンクの試行段階の取り組みでございますけども、議員おっしゃるとおり、この度の町民周知の内容等について、意図が少しわかりづらいなという、このご意見も含めまして、人材活用のこのターゲ

ットの絞り込みや、活用策の検討をちょっと進めさせて頂きます。改めて。生活、具体的に言うと生活支援コーディネーターの業務の柱にもなるだろうというふうに思ってございますので、どのような活用策、組織化の必要性など含めて、重ねて、今日、課長おりませんけども、出次第、私から指示もしながら検討を加えたいと、このように思ってますんで、宜しくお願いします。

（議長）
出﨑議員。

「出﨑議員」
はい。回答ありがとうございました。
２つ目の質問に移ります。
再エネゾーニングについてなんですが、現在、２月作成目標で再生可能エネルギーゾーニング検討協議会が進められています。
以下、質問致します。
１つ目、調整エリアが設定された場合に、いつ誰が、誰と調整して、最終的な設置が決定されるのでしょうか。
２つ目、行政報告にありましたけれども、確認したいと思います。
今後の協議会は、公開するのでしょうか。１回目にちょっと私傍聴させて頂いたんですが、その後についてはどうなのか、よくわからなかったものですから質問致します。
それから、これは行政報告にもありましたけど、ゾーニング決定前に議会説明はあるのでしょうか。ということなんですが、これは先程の中で、説明するようなお話がありました。それを再度確認したいと思います。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員の２問目、再エネゾーニング設定についてのご質問にお答えを致します。
１点目の調整エリアが設定された場合に、いつ誰が、誰と調整して設置が決定されるのかというご質問でございました。
調整エリアとは、風況、地形等により事業性があり、再生可能エネルギー施設の設置が可能なエリアとして位置付けされております。
再生可能エネルギー施設の立地にあたっては、自然、社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、地域関係者や関係機関との調整が必要なことから、事業者が国及び北海道、町といった地方公共団体や関係機関等がそれぞれ定める設置許認可等の許可基準や審査手続きを経て、予め事業の計画段階から、社会、自然環境への著しい影響が生じな

いよう計画を調整することで、事業が推進されることとなります。
２点目の今後の協議会の公開及びゾーニング決定前の議会説明についてでございますが、陸上、洋上の各部会につきまして、この協議会の陸上、洋上の各部会につきましては、非公開で２回開催致しましたが、今後のゾーニング検討協議会は、第１回協議会と同様、町民限定での公開方式で開催致します。
なお、検討協議会は、第２回目が１２月２７日午後１時半から役場１階保健センターにて行います。第３回目につきましては、時期及び場所は未定でありますが、詳細が決まりましたら、町広報紙でお知らせしたいと思います。
また、議会への説明についてでございますが、第３回目のゾーニング検討協議会の前に、議員の皆様にも説明したいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

（議長）
出﨑議員。

「出﨑議員」
ちょっと再質問させて頂きますけれども、調整エリアの、これ、位置の最終決定までにですね、今、関係機関とのというお話がありましたけれども、町自体はこれに関わることはあるんですか。
それだけ、ちょっと確認したいと思います。

（議長）
総務課長。

「総務課長」
町の関与に関するご質問にお答え致します。
基本的に町が何らかの許認可をするケースであるならば、町が関与することは想定されます。加えてこういった大規模な事業が展開される上で、環境アセスメントの手続きがなされることになります。この際に通常ですと、地方公共団体が関与すべき感覚というのは、２つございます。一般的には、流れとしますと、配慮書、手続き、そのあとの方法書と準備書、第２段階、第３段階において、市町村の意見を求めるという関わりがございますので、こういった段階での町の関わりになろうかと思います。
以上です。

（議長）
宜しいですか。

「出﨑議員」
はい。

（議長）
以上で、出﨑議員の一般質問を終わります。

（議長）
１１時５分まで休憩致します。

休憩　１０：５９

再開　１１：０５

（議長）
休憩を閉じて、再開致します。

（議長）
次に、塚本議員の発言を許可致します。

（議長）
塚本議員。

「塚本議員」
本定例会において、私から２問の質問を出さして頂きますが、第１問目であります。
夏休みを含めた総休業日数の考え方についてであります。
道教委では、道立高校と特別支援学校の夏休みを延長出来るよう、冬休みと合わせた総休業日数の合計を５０日以内から５６日以内と延長することを決めました。
道教委の決定を受けて、それぞれの市町村では、夏休みと冬休みの総休業日数を含めた検討がなされている。
江差町では、小中学校では、子供の安全と学習環境の整備に向け、夏場の猛暑対策として、全教室にエアコン設置予定となっております。
教育現場のエアコン設置だけでなく、近年危惧されている夏場の猛暑対策として、総休業日数の変更等の対応が求められていると思いますが、教育委員会の見解をお伺い致します。

（議長）
教育長。

「教育長」
　それでは、私から塚本議員からのご質問にご答弁申し上げます。
　議員ご指摘のとおり、道立高校、特別支援学校などでは、従来の総休業日数の合計を５０日以内から６日間延長し、５６日以内としたところでございますが、その背景にはご承知のとおり、今夏の猛暑によることがその一因として挙げられるところであります。
　江差町におきましては、議会の皆様、そして町長部局のご理解を頂きながら、町立学校へのエアコンの設置について、来年の夏を目途に鋭意作業を進めております。
　議員からはエアコンの設置だけではなく、夏場の猛暑対策を考慮した総休業日数の対応をとのご質問でございますが、学習指導要領に基づく標準授業時数の確保など、それぞれの学校において検討すべき事項もございますので、今後、校長会や管内教育長会議での協議、また、延長した場合における学童保育などの受け入れなど、総合的に勘案し、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

（議長）
　塚本議員。

「塚本議員」
　今後の対応の粗々を、今、ご答弁頂きましたが、休業数を変更する場合に、一番その関連、影響と言いますか、受けるのが第一義的には、保護者であります。
　検討する中で、今ちょっと、保護者という文言が出てきておりませんが、保護者からの意見も十分反映した中での検討を加えるということに、是非、してもらいたいなというふうに思いますが、再度、その辺についての見解をお伺いします。

（議長）
　学校教育課長。

「学校教育課長」
　はい。塚本議員からの再質問でございます。
　先程、教育長からもお答えしたとおりですね、まずは、標準事業時数の確保、それから校長会、管内教育委員会との関係機関ともですね、協議を行うということでございますけれども、その中で、ただ今、塚本議員からご提言も頂きました件も含めまして、併せて検討していくというふうに考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）
　塚本議員。

「塚本議員」
宜しくお願いします。
引き続きまして、第２問目に入らせて頂きますが、高齢者等の交通弱者対策についてであります。
江差町では、交通弱者のための既存の公共交通を補完するために、オンデマンドバスの江差マースの実証実験を実施しております。高齢者で運転免許の返納や交通手段のない方々には、一定程度有効なものと理解しております。
一方、国ではデジタル技術を活用したライドシェアの導入の検討が新聞等でも賑わしておりますが、一般人が自動車を使って有料で客を運ぶライドシェア、これは過疎地であったり、観光地の運転手不足が深刻な交通分野では有効と考えております。
直ぐこれは、導入するということは、なかなか面倒だと思いますが、江差町においてもこれらのライドシェア、将来的に進める部分での有効性も含め、検討をしていく必要があると考えておりますが、町の考え方をお伺い致します。

（議長）
町長。

「町長」
塚本議員からの２問目、高齢者等の交通弱者対策についてのご質問にお答えを致します。
ご質問にありましたライドシェアにつきましては、一般の運転手が自家用車を用いて、有償で他者を運送することを指し、道路運送法を始めとする関係法令においては、いわゆる白タク行為に該当することから、国内では現時点において、公共交通機関が手薄な過疎地などで、例外的に認められている自家用有償旅客運送制度を除くと、違法行為とされているところです。
一方で、議員ご質問の趣旨にございますとおり、新たな移動手段の確保に向けた解決策の一つとして、現在政府において、導入に向けた議論が行われているところでございます。
町と致しましては、地域公共交通の確保維持に向けて、深刻化している運転手不足に対する何らかの対応策が必要なものと認識している中で、ライドシェアにつきましては、引き続き政府における議論の動向を注視して参りたいと考えておりますが、導入に向けては、大きく２点の課題があると認識しております。
１点目と致しまして、安全性確保についてでございます。
既に普及されている諸外国においては、有効な移動手段として浸透している一方で、一部の運転手による犯罪行為等が発生している事案も確認されていることから、導入にあたっては、一般の運転手による運行責任の明確化に向けた法整備など、利用者及び運転手双方の安全性確保が必要不可欠なものとされております。

２点目と致しましては、既存の交通事業者に与える影響についてでございます。
諸外国での先行事例を参照致しますと、ライドシェアは一般の運転手による自家用車を用いることで、利用料金がタクシーよりも割安となるケースが多く見受けられます。そのため、ライドシェアの安易な導入は、既存の公共交通機関との競合の発生が予想され、地域公共交通の衰退につながる懸念もあります。
いずれに致しましても、自家用車や運転免許がない住民の移動手段の確保に向けて、既存の公共交通手段の見直しだけではなく、現在、実証実験を実施している、新たな交通サービス江差マースの本格運行化など、まず、今ある地域の輸送資源を最大限活用しながら、町の交通施策の最適化を図ることを最優先に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
塚本議員。

「塚本議員」
質問を終了致します。

（議長）
はい。

「塚本議員」
ありがとうございました。

（議長）
以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」
はい。

（議長）
増永議員。

「増永議員」
えーそれでは、私の方から今回は、６問質問させて頂きます。
えー今回は皆様、お手持ちの資料見て頂ければわかるとおり、私から資料１から１

１までご用意させて頂きました。
　これには理由がありまして、やはりこの議会というものは、議員と役場が、ま、双方の中で意見交換をして、江差町をよりいい方向性に持っていくための議事場というふうに認識しております。
　しかし、本日も傍聴に来られてる町民の方々は、私達のお話と役場のお話がどういう形で、どういうものかっていうことを知らない状態の中でのやり取りを聞く訳ですよ。その中で少しでも質問等が理解出来るような形で、私の方が出来れば、町民の方々も、あ、傍聴って面白いんだよねって。何かこういう資料ももらえて、話が理解出来たというふうに１人でも増えてい頂ければ、これからの傍聴人は増えていくだろうと。増えていって、我々の活動をより多くの方々に理解してもらえれば、いいかなあと言う趣旨で、今回資料を出さして頂きました。ご了承願います。
　それでは、１問目の質問、いきたいと思います。
　令和６年６０回江差全国大会と会場の文化会館についてご質問致します。
　令和６年の江差追分全国大会が来年で６０回になりますが、何か特別な企画を考えているのかと、全国大会期間中、文化会館裏手で行われます飲食物販スペースのバリアフリー化と控室のカビの臭い、あのカビのにおい、大ホールの雨漏りについて、お伺い致します。

（議長）
　町長。

「町長」
　増永議員のご質問にお答えを致します。
　なお、文化会館の修繕計画などにつきましては、管理者である教育長からご答弁を申し上げますので、ご了承下さい。
　増永議員からの１問目、令和６年第６０回江差追分全国大会特別企画に対するご質問にお答えを致します。
　江差追分全国大会の運営方法や企画内容は、江差追分会が主体となり決定しております。そのため、第６０回大会の運営方法や企画内容につきましては、今後開催予定の江差追分会理事会で協議検討されることから、現段階で具体的な内容は決定しておりませんが、私自身、江差追分会の会長でありますので、節目の大会を通じ、江差追分が次世代にしっかりと継承され、また、町民やお越し頂く多くの追分関係者に改めて江差追分の魅力を感じてもらえるような取り組みを検討して参りたいと考えております。
　以上です。

（議長）
　教育長。

「教育長」
　それでは私の方から、文化会館の修繕計画についてのご質問にご答弁致します。
　江差町文化会館は、町民の文化芸術活動の拠点として、舞台公演や講演講習会をはじめとした各種のイベント、団体の活動場所として利用されている施設であり、江差追分全国大会の中でも使用されております。
　議員ご指摘の文化会館裏手のスペースにつきましては、通路部分は、一定間隔に５センチ程度の段差が設けられた形となっており、江差追分全国大会期間中に物販会場として利用された際に、段差につまづいた方がいらっしゃるとのお話を聞いておりますし、控室となる楽屋のカビの臭いについても、同様に指摘があったと伺っております。
　また、雨漏り部分につきましては、現在、専門業者に確認をして頂いておりますが、原因の特定には至っておりません。
　文化会館は、平成２年の整備から３０年以上が経過し、この間、施設の長寿命化を図るため、令和２年度に策定された社会教育施設整備長寿命化計画において、維持保全を図るべき施設として計画的に改修を進めており、屋上部分につきましては、令和２年度から３か年掛けて改修を行ったところであります。
　今後も引き続き、来館される方が安全に利用出来るよう環境の整備に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

「増永議員」
　はい。

（議長）
　増永議員。

「増永議員」
　はい。
　町長さん、そしたら６０回記念、是非とも盛大にやって頂きたいなというふうに思います。
　それと、施設の方の関係ですけども、ま、お手持ちの資料１から２の３枚ございます。これに関して、ちょっと簡単にご説明さして頂きます。
　資料１の部分がですね、先程教育長さんが言われたとおり、ま、この段差があるということで、昨年ですね、この段差を補うためにコンパネを敷いてですね、この段差を、ま、かばうような形で通路を作ったという経緯がございます。
　それで、昨年度は、その逆にそのコンパネがあるがために、固定されていないためにですね、足を引っかけて４名程転倒したという情報を聞いております。
　で、そのことに関して、事務局の方に追分会の事務局の方には報告してるらしいん

ですけども、その辺のところ、ちゃんと聞いているのかが１つと。で、実際にこういう形で転んで、まだ大きな怪我にはなっておりませんが、ここで骨折をしたり、転倒して頭を打って救急車騒ぎになったりという最悪の状態が想定されます。ですので、ここの部分に関しては、少なくとも来年度の６０回記念の時には、是非、バイアフリー化をして頂きたいなと、そのように予算付けの方も宜しくお願い致します。

それと、次の資料２の方なんですけども、こちらがですね、楽屋の裏の屋根の部分、そしてこれ横にあるのは、これ物置きかどっかと思うんですけども、カビがこのような状態になっております。私は行きました。で、写真を撮って来ました。この楽屋に入るもう５メーター、６メーター前からカビの臭いが凄かったんです。で、本来であれば、私はそこのカビの臭いを、町長さん、教育長さんに嗅んで頂きたくて、俺、持って来たいんだけども駄目ですかっていう議会事務局に相談しました。そしたら、それは駄目だというような返答です。それで、そのカビの臭いをどうやって数値化するかとなると、機械はあるんですよ。１個３０万ぐらいする、ちっちぇえやつ。それ買えないもんですからね、どうしてもこのカビのイメージを出すために、もうこの写真しかないというような状況なんです。それに、何故そこまで言うかということは、今この会場は色んなイベントをやっとります。でも、考えて下さい。先程から出ているとおり、江差の全国大会が行われる会場なんですよ。で、全国から集まるんですよ。で、全国からあづまって来てる参加者は、その追分大会のために体調をベストにして来るんですよ、江差に。たまたま今現在、この壁、カビアレルギーだとか、色々そういう問題がないかも知れないんですけども、下手したら今後ですね、この大会に出て、カビアレルギーによって、ね、あの、入賞出来ながった、優勝も出来ながった、なんてことにならないように参加者が同じ条件で、同じ土俵で、同じ状況の中で、全国大会が行われることが、俺、ベストだと思いますんで、是非、このカビの部分もお願いしたいと思います。

次、資料３です。これは大ホールの上です。約１０メーターくらいの上にあります。僕上がりました。足すくみましたよ。で、見て下さい。この黄色い容器が雨受けです。そして左下にある機会が、これ、雨漏りによって機械不能、使用不能になった機械です。で、問題なのは、この１０メーターもある大ホールの上からこの黄色い容器を水が入った状態で、下まで投げにいかなきゃならないっていう、そういう作業を管理者がやってるんです。そしてその旨、あの、役場にも言ってますという話なんですけども、一向に解決されない。そして先程、教育長さんが答弁したとおり、やってますよと。やってんですけども、なかなか原因がわからない。で、僕らに言わしたら、ね、やってても結果とあらわなけいれば、やってる意味がないでしょ。やってないのと同じじゃないんですかと。もっと本腰を入れて、きちっとこの文化会館を管理していかなければ、長寿命化計画の中でも、唯一、この道南圏における文化の会館ですよ。これによって江差経済だって、結構潤っているんですよ。これがなぐなったら、大変なことになるんですよ。ですから今のうちに、何とかそれをやって頂きたい。て、ですね、あの、ここに、要は管理者との業務使用書というのがあるんです

よ。で、ここには、色々とこういうことをして下さい、ああいうことして下さいって書かれています。で、ここのある文化会館の維持管理に関することっていう条項があります。で、その１番目に施設の保守管理業務っていうのございます。で、１番目がですね、管理に関するために日常的に点検を行う。２番目、掃除を行い、館の美観を維持する。３番目、草刈りを行い、また、花壇、樹木の管理を行う。４番目、必要に応じて敷地内の除排雪も行う。そして、６番目、ちょっと、ま、５番目とばして、６番目ですね、建物の不都合が発した場合は、速やかに、教育委員会に報告して下さいと。というふうに載っかってんです。するとですね、先程資料３に出てました雨漏りに関しての対応というのは、載っかってないんですよ。ここが問題なんですよ。もし、この雨漏りの作業をした、ね、業者さんがですね、万が一、あの１０メーターもあるところから、転んで怪我をした。した場合に、誰が責任を負うんですが。これは労災として適用になるんですか。その辺、やはりきちっとですね、管理をしていかないと、大変なことになると思うんですよ。ですから、その辺、今後どうするのか、お聞き致します。

（議長）
社会教育課長。

「社会教育課長」
増永議員の方から文化会館の管理に係る部分で３点程ご指摘がございました。
まず、１つ目の裏手の段差の部分です。こちらの方についても、そういった形で、ちょっと転んだ方がいたということは伺いはしております。こちらの方、今、バリアフリーということで、ご指摘受けておりますけども、今来年度に向けて、それがバリアフリー化出来るかどうかは予算の部分もありますので、検討させて頂きたいと思いますが、こちらについても、安全対策としてのそのコンパネという部分、昨年度もやったということですけども、それがバリアフリーになるのか、そういう例えばコンパネになるのかは別としても、まず、安全対策という部分でどういう形が出来るのか、という部分は関係課とも協議しながら、あと施設の今後の維持管理の中で、まず改善を図っていくよう努めて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願い致します。
２番目の楽屋の部分です。カビの部分、カビ臭いという部分で、ちょっと施設の地下の部分にあって、ちょっと、換気ですとか、湿気の部分がちょっと強いという部分で、そういった状況が生まれているという状況にございますが、我々としても施設を安心して使って頂くということは、大前提になりますので、増永議員おっしゃるとおり何らかな対策を出来るようですね、施設の管理者とも今相談しながら、あとは専門的な見地も含めて、検討させて頂きながら、対応して参りたいというふうに考えてございますんで、宜しくお願いしたいと思います。
あと、大ホールの雨漏りの部分です。先程も教育長からもありましたとおり、雨漏

りの部分については、これまで改修してきた中で、ちょっと出てきている状況を調べて頂いてますが、ちょっと具体的にどこかという部分が、ちょっとまだ出てない状況になりますが、改めて今、専門業者含めてどういうことが出来るのか、状況も含めて、今調査をしておりますので、こちらについては早めに早急に進めていきたいと思います。

ただ、あと、今指定管理者の部分でのご指摘でございますが、先程使用の中で細かい部分が載ってないという、雨漏りの部分載っていないという部分ありますが、全体的なまず基本協定の中で、維持管理をまず全体的にやって頂くと。その中で日常点検も含めてですが、維持管理の中でそれに付随する業務ということで、全体的な協定を結んでおりますので、１つはその業務の中での対応ということで、捉えておりますので、これは業務として、何らかの事故があった時には、その中で対応ということになってございます。

ただ、先程、増永議員からもありましたとおり、指定管理者の方々に負担が出ているということもありますので、屋根の改修部分については、早急にですね、対策を講じながら進めて参りたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願い致します。

以上でございます。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。ありがとうございます。

えー、ま、前向きに、早目に対応して頂きたいというふうに、節にお願い致します。

それでは、２番目、いきます。

江差町の公用車についてということで、ご質問させて頂きます。

江差町には、今現在、４２台公用車がございます。作業用の大型、大型中型トラック、タイヤショベル、大型中型バス、町民サービスに必要な車両を除いて職員の移動に使う車両は、何台あれば宜しいのか、お伺い致します。

（議長）

町長。

「町長」

増永議員からの２問目のご質問、江差町の公用車についてのご質問にお答えを致します。

町では、収支が均衡した予算編成となる持続可能な財政を構築しながらも、第６次

総合計画をはじめとする各種計画に掲げる事業推進を図るとともに、多様なニーズに応える行政サービスを提供し、計画的なまちづくり推進実施していくものとして、中期財政運営方針と財政基盤強化に向けた取り組みを令和４年度に施行しました。

両計画の取組み期間は、令和８年度までの５年間としており、ご質問の公用車の配置台数につきましては、財政基盤強化の取り組みにおいて、見直し方針を掲げています。

見直しにあたっては、ダンプやショベル、軽トラック、バスなど業務に不可欠な車両、あるいは介護認定審査会など他町の負担金が充当されているものを除いた１８台の車両を削減対象として捉え、１台１台の運行状況をつぶさに調査分析した上、令和８年度までに６台の削減が可能であると致しました。

従いまして、職員の移動等に使用する車両は、１２台配置することで日常業務に大きな支障はないものと判断しているところです。

削減対象車両は、今年度までに既に３台を廃止し、現在１５台体制となっておりますが、今後におきましても、運行状況や行政ニーズ等を踏まえた適切な配置台数の見直しに努めて参ります。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。えー、そのとおりですね。あの６台減らすという計画ですね。それは、えーとそういう、あれは資料頂いております。

それで資料４、資料５、資料６、これについて、ちょっとご説明致します。

資料４の日付を見て下さい。令和５年９月２７日水曜日、朝５時半です。これは、役場は眠っている時間ですので、公用車は一切動いてないと思います。それが、これ役場庁舎の両サイドの奥に停まっている公用車の写真を撮ったものでございます。これ見ると、ほぼほぼ駐車スペースに車が埋まっているところがわかると思います。そして、資料５を見て下さい。資料５は１０月２日月曜日、午前１１時３０分、午前中です。見て下さい。何台かは減っていますね。これは、今、町長さん言われたとおり、町民サービスのために色々動かれていると思いますが、こういう形で、ま、動いていると。でも見て下さい。何台ありますか、ここに。６台だけの問題じゃねえって思うんだよ、俺は。で、次のページ、資料６、同じくこれもそうです。なんぼが穴、あの駐車スペース空いていますけども、６台以上不用じゃないんですか。ちょっとその辺、自分達甘くないですか。町民には金がねえ、金がねえって言っときながら、自分達はこのようにずさんな管理体制でやってんじゃないですか。これは、財、財政が

一貫して公用車を管理するっていうことで、事進んでますよね、町長さんね。でも今町長さんが言われたとおり、６台、６台廃止する。そして、令和５年度に３台廃止する。これは、単なるリース契約が終わったから更新しないだけです。残り３台、残り３台については、えーと、はい、残り３台については、令和７年度にこちら３台を廃止する。で、これ同じくリースを満了になるので止める。でもさ、ちょっとここ考えで欲しいんですよ。いらないって、もう、何でリースしねえにゃあねんだあ。今の段階でいらないってわがってるなら、リース解約出来るでしょう。出来るそうですよ。僕リース会社に聞いたら。まともにこれから２年間払うか、負い金出して少ないじぇんこで止めるか、どっちかっだたら、商売人はねぇえ、金払わない方がいいんですよ。使わないものなんですから。何故、そういう選択をしないのか。これ、財政課長に言いましたよ。何でそういうこと出来ないの。何故、そういう発想でぎないの。もうこれから、僕、今、最後にやるんですけども、やはり皆様方の課長さん、町長さん、副町長さんはじめ、お金の使い方は、生きたお金の使い方して下さいよ。町民のために使って下さいよ。あんたがたばっかり使って、あがねえっちゃ。

是非、６台直ぐ、あの、３台は直ぐ止めて下さい。解約して下さい。５万でも１０万でもね、契約がはやぐ終わって、お金が少なくなるんだったら、そっちがいいんじゃないですか。その辺、どういうふうに考えているのか、教えて下さい。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

はい。今、増永議員の２問目からの再質問、観点で言いますと、まず、資料頂いた中で、たくさん庁舎に止められている時間帯があったんではないかという、２日間、それについてのお話が１つ目、そして２つ目は、財政基盤強化に向けた取り組み、これの令和７年度で、更に３台を削減出来るとしたところの前倒しの可能性、これについて２つ目、そして３つ目は、お金の使い方ということでのご質問の趣旨という部分で３つ目の話が頂きました。

それぞれについて、お答えをしていきたいと思います。

まず、財政基盤強化に向けた取り組み、これは、令和３年度末に策定をしまして、その前には、役場の全課長での意見交換、そして、それを済ましたあとに、議員の皆様方にも縷々ご説明を致しまして、中期財政運営方針と併せて色々なご意見を頂きながらもご理解頂いて、今、施行中ということでございます。

その計画にありますとおり、車の公用車の１８台の台数に、無駄、無駄というかですね、更に見直しを図れる余地がないかということで、やったということです。その削減の手法が、まさに増永議員がご指摘されてる時間帯で、動いていない時間がどれだけあるんだろうかというところに着目したということです。

その結果、１時間１時間おきに、ま、帯という捉え方をして、捉え方をして、１８

台が一番何台まで減らすと日常業務に支障がないんだろうなというふうに捉えたのが、６台までを削減してもそれが問題ないというふうに捉えたということであって、その考え方は、増永議員と一致するというふうに思っています。ただ、もうちょっと必要かとどうかという部分については、それ以降の毎年の運行状況を、やはりこれは計画をつくりましたので、毎年度の確認の中で、更にどれだけ切り込んでいけるか。これは普段の見直しを図るという立ち位置、それは変わらないものというふうに思ってますので、ご理解、まず頂きたい。これが１点目です。

２つ目です。リース期間、これは少し私の方でも調べました。リース上がるまで、待てないのかという話ですね。で、ですね、少し技術的な話、言い方にもなりますけれども、役場の契約っていうのは、単年度契約が原則です。ですが、こういう車両だとか、コピー機だとかっていうのは、複数年契約っていうものも可能に特例的に認められている契約です。車のリース契約は、概ね５か年、５年間で結んでいる。６０か月で結んでいるというふな状況です。

リース契約っていうものを少し説明しますと、リース契約っていうものは、リース会社がその車両を貸し付けるために一度購入をして、それを使用者に貸し付けるということなんですね。ですので、リース契約を満了、その購入した価格を５年間で残存価格っていうものを残して、均等に割り付けて貸し与えるってことがリース契約の基本なものですから、これを仮に前倒しでお返しすると、こちら側の一方的な都合でお返しするということであれば、それはリース会社に迷惑をかけるということを、があるということを指摘がございます。従って、リース契約は、原則的に禁止されているという指摘があるということもご承知頂ければというふうに思っています。

あるいは、リース会社と役場との契約等の関係で、やはり５年間お使い頂くというこういう信頼関係、信用関係のもとでの契約でございますので、議員言われるような方法がまったく取れない訳ではないですけれども、やはりそこは、限定的に取り得る方法とは言え、限定的に選んでいくべきことなのかなと。厳に慎むべきなのかなというふうに考えてございます。

そして、全体的にそういう観点を持ちながらも、やはりその限られた財源を有効に色んな事業に充てていくという観点は財政として、しっかり緊張感を持って運営していきたいというふうに思ってますんで、ご理解頂きたいと思います。宜しくお願いします。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」
　じゃあ、リース契約は、先程のね、課長さんの説明であれば、やってやれねえことはないということですよね。やってやれないことはないことは、やれるということですから、やることによって何がプラスなのか、何がマイナスなのかって考えて頂きたいんです。業者さんを何で見るんですか、町民を見て下さいよ。町民のじぇんこがね、町民のじぇんこ。１円でも、あの、経費を掛けないでやるっていうのがあなた方の責務じゃないんですか。
　ですから、是非、その辺のところは検討して下さい。
　ちょっと残り時間なくなってきました。
　次、行きます。次、３つ目、行きます。
　町長の出張が前日から、あ、ごめんなさい。出張が、からの出張について、決算特別委員会の追加資料で、令和４年度の出張日程が、ほとんどが前日から出張になっているが、何故前日から出張しないかをお伺い致します。
　前日、前日出張だと宿泊費と日当２，５００円が１日も多く江差町が損害を与えることになるんですけども、その辺のところのご説明をお願いします。

（議長）
　町長。

「町長」
　増永議員からの３問目の私の出張に関するご質問にお答えを致します。
　令和４年度決算特別委員会の追加資料には、私の出張について３６の用務を記載しておりますが、そのうち、議員ご質問の前日から出張しているものは１０の用務となります。
　用務地別では、札幌が５、東京が４、山口県が１となっており、いずれの用務も翌日の午前中から始まるなど、当日の出発では間に合わないため、前日の出発としているものでございます。

「増永議員」
　はい。

（議長）
　増永議員。

「増永議員」
　前日から行かないと当日間に合わない。えーと、例えばですね、えーと、真ん中辺頃の下、今、町長さんがゆった山口県下関市の出張ですね。こちら１０月２８日から１０月３０日です。これ金曜、土曜、日曜日です。ですよね、町長さん、まじがいな

いですね。それで、会議は２９日の土曜日ですよね。間違いないですよね、町長さん、ね。実はですね、私ここにこの資料あるんですけども、日本遺産連盟、令和３年度総会、これは今年度やりました、千葉県でしたかね、の市に確認取りました。この日本遺産連盟令和３年度総会、これはですねと、時間はまったく同じ時間でやっておりますからって。土曜日の日の総会があって、あと土曜、日曜、色々イベントございますと言うような話塩梅でした。そしたらですね、これ令和３年１１月の土曜日、１３日土曜日ですよ。うらら大ホールっていう所で、１７時３０分からですよ、町長。ってことは少なくとも、この下関も同じように、２９日の午後３０分、１７時３０分から行われているんですよ。で、僕、旅行会社に聞きましたよ。江差から、ね、江差から下関まで、当日、朝、あの、出て、夕方５時３０分の会議に間に合うかったら、全然余裕で着きますよって言ってましたよ。何でそういうことすんの。ですからね、今、ゆっている前日から行かなきゃならない理由は、ここで覆されてるんですよ。

その件に関して、お願いします。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

ただ今の下関の出張に関するご質問にお答え致します。

通常の行程で参りますと、函館空港を９時に出発しまして、羽田で乗り継ぎ、更には山口の宇部空港、そして、バスに乗り換えをすると。市の下関の市役所等に着くのが４時半過ぎというふうに理解してございます。

今回の用務に関しましては、日本遺産に関わる用務ということで、これまで江差町が取り組みをしてきた内容に関しても、非常に重要な会議という捉えがありますことから、その会議直前に入るということではなしに、この、今回のイベント自体、日本遺産総会、更にはフェステバル等々の事業、この事業自体は、午前中から開催されている内容になります。総会だけを見ると、議員ご指摘のように５時半からというふうになってございますが、イベント自体は、朝９時半から始まっているということで、それらのイベントにも参加する意味合いを込めて、前日からの出発としておりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

このフェステバルは、土曜日だけじゃないですよね。日曜日の９時からもやってますよね。じゃあ、日曜日見れるんじゃないんですか。やれるんじゃないんですか。やる気がないからでしょ。だから、こういう結果になってんじゃないんですか。

今後ですね、こういう対応は止めて頂きたいんですよ。じぇんこの無駄づかいって言うんですよ、こういうの。
もう、時間ないんで、次、いきます。
宜しいですか。
はい。次、４番目いきます。
町長の公用車について、これも無駄です。運転手付きの町長公用車が令和３年６月から復活しました。町長公用車がなぜ必要なのか、お伺い致します。

（議長）
町長。

「町長」
町長公用車に関するご質問にお答えを致します。
運転手付きの公用車が令和３年に復活しているとのご指摘でございますが、町長公用車につきましては、私が町長に就任する前の平成２０年５月から再導入しており、高齢者事業団への運行業務依頼を経て、現在は、主に複数課に所属する会計年度任用職員の業務を調整しながら運行を行っております。
町長車としての車両は、平成２０年５月以降２台のセダンタイプを使用した後、来賓の送迎などに使用することなども想定し、令和３年６月から現在のミニバンタイプに変更しております。
現在の車両のリース月額は、従前の車両リース開始時の月額に１万３千円増額となる６万１，６００円で、令和８年度までの６０か月間のリース契約を締結しております。
議員ご指摘のように、当町の町長公用車は、一時的に廃止した時期もありましたが、再度導入した状況も踏まえると、その必要性は否定されるものではないと認識しております。

「増永議員」
はい。

（議長）
増永議員。

「増永議員」
今、リース料が６万何某と言いますが、こちらの資料でいくと、車両リース代で、７、あーと、えーとそうですね、６万１千円ですね、そうですね、年間３７３万９，２００円。そして、諸々の諸経費入れると、約９５万８，１９２円、約１００万ですよ。なんたかったこの車でなきゃ駄目なんですか。この資料、資料、見て下さい。資料

８、アルファード。これ、聞きましたらですね、町長の令和、令和４年度の町長利用者、利用回数３０回、これ３０回とか、皆さん、あれですからね、行って帰って来てが１回じゃないすから。いぐのが１回、むがえにいぐのも１回で、２回になってる。だから実質１５回の出張のために使われたということです。

それと、来賓送迎３３回、これも同じ解釈です。そしたら、併せて６３回ですよ、動いたのが。町長公用車として動いたのが。ということは、どごの家庭にもカレンダーあけっさ。１年間３６５日ですよ。その３６５日のたった６３回のために、年間１００万円の経費を掛けていいと思ってんですか。俺ら町民の税金だよ、あんた。何でそういう無駄づかいするんですか。誰考えだってね、３６５日のうち、６３回かしか使わないで、車庫の肥やしになってんだよ。そったらもの、誰使うのよ。やめでしまえって、そったらもの。

是非、それは、早急に・・・・・。

「打越議員」

議長、議長。注意すれ。

（議長）

増永議員、今の発言、ちょと・・・。

「増永議員」

ああ、いぎ過ぎました。

じゃあ、町長さんにお伺いします。最後に聞きます。

この公用車がいつまで続けるのか、お願いします。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

はい。

先程、ご答弁申し上げましたとおり、令和８年度までのリース契約を結んでございます。一般的に車を購入するよりも、安価な経費を経費とするために、リース契約を結んでございますけども、こういったリース契約につきましては、長く使うほど、その費用対効果が生まれるものと考えてございますので、少なくともリース契約期間中は、使用ということで考えてございます。

「町長」

議長、ちょっと付け加えたいと・・・。

（議長）
町長。

「町長」
今、増永議員から過去の利用頻度についてご指摘がありましたけれども、ご存じのとおり、コロナの状況もあって出張が少ない、移動が少ないような状況が続いておりました。そのため、利用頻度は少なかったのかなというふうに思っています。ただ、令和５年度に入って、ほぼ、コロナ禍がおさまりつつある中で、日常業務の中でですね、出張や移動の際にはですね、利用させて頂いているというのが現状でございますので、ご理解頂ければと思います。

「増永議員」
はい。

（議長）
増永議員。

「増永議員」
はい。そのとおりですよね。でも僕がゆってんのは、改めて町長公用車としての車両が必要ですかっていうことを、僕は言ってんですよ。こちらの方に４２台もあるんですよ。なんたかったあれでなきゃ駄目なの。そうじゃないでしょ。ここにあるやづ、使えるでしょう。今現在、リースでやっているのもあるんですよ。そういうふうな経費削減する努力がちょっと足りないような気がします。今後、その辺のとこ、十二分に考えて行動して頂きたいと思います。
次、５つ目、えー、はい。えー、北の江の島構想施設の津波対応について、ご質問致します。
北の江の島拠点、基本、ごめんなさい、北の江の島拠点施設基本計画（案）での具体的な津波対策が掲載されていないです、いないのですが、どのようにお考えなのか教えて下さい。

（議長）
町長。

「町長」
増永議員の５問目、北の江の島拠点施設整備基本計画案の津波対策についてのご質問にお答え致します。
１０月に議会の皆様に北の江の島拠点施設整備基本計画案をご説明させて頂き、１１月に成案とさせて頂いたところです。基本計画では、整備予定地において懸念され

ている自然災害として、津波浸水について２ページを使い、江差町ハザードマップの内容を記載するとともに、発生が予測される津波対策に関して、施設整備上でのハード対策と施設運用管理上のソフト対策の必要性を示しております。

基本計画策定完了に合わせて、去る１１月６日に基本設計業務と、第３回定例会で予算補正をご承認頂きました民間活力導入調査の入札を行い、契約締結しております。

議員ご質問の津波対策の具体策につきましては、発注を終えた基本設計、あるいは令和７年度に予定していている実施設計の中で詰めていくこととなります。

いずれに致しましても施設整備にあたっては、基本設計業務完成前に議会の皆様にも案を提示しながら、ご意見を頂く場を設けたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。

えーとそしたら、えーと先程話された、あの～、何だっけ、何とかの基本設計のあの中に、その具体的に津波対策が盛り込まれるということで宜しいんですか。

ちょっとお待ち、ちょっとお待ち、まだ、いいす。

というふうに、まず、思います。それで、何故私がこんな質問したかっていうと、えーと、こちら平成２９年度から２３、令和５、令和３年、令和４年、そして、こちら今ある皆様の資料、ああ、渡しました資料１０の令和４年度計画において、えーと、江の島拠点施設整備基本計画等策定支援業務ということで、委託されました事業創造株式会社、でアドバイザーの大山さんっていう方が、これを作られたというふうに私は認識しております。で、その中で２２ページ、基本的な要するに津波を想定した安全確保の中の基本的な考え方、この中に黒枠で最大クラスの津波、一定程度の津波という想定をした形の中で、この中の津波対策、効果的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとします。というふうに、この基本設計で謳っているんですよ。そして、一定程度の津波についても同じように、耐、耐波化に向けた対策を講じるものとすると。やりますよと、ゆってんですよね。そして、その下が、整備、ああ、施設整備上の対策、ハード対策、ここにはちゃんと書いてますよね。災害の可能性や想定される被害の等を、程度等に応じた施設を整備が必要となるため、上層部に緊急避難場所とする緊急スペースを確保する等の対策が、対策を、今度、こごはね、検討なんですよ。やるとは言わないんですよ。そして、最後に６６ページです。拠点の施設の安全対策。ここに、本施設は日本海沿いに位置するために、津波対策への検討が必要となりますって、作った本人が何でこんなこと言うのよ。責任、何かはっきり言って、この基本計画って中途半端だと僕は思うんですよ。確かに道の駅はあ

あだ、こうだって載ってます。でも対策、あの、津波対策にしては、お粗末じゃないんですか。こういう中途半端なものに対して、４３３万３千えぇん、払っててんですよ。完成品じゃないんです、これ、未完成ですよ。きちっとしたもの、もう１回、ちゃんと、作れ、作ってもらって下さいよ。ちょう、その辺についてちょっと、お願いします。

（議長）
　え～、１２時まで休憩致します。

「増永議員」
　はい。

（議長）
　あ、１時まで、休憩致します。

休憩　１１：５９

再開　１３：００

（議長）
　休憩を閉じて、再開致します。
　それでは、増永議員の再質問の答弁に、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
　増永議員から、再質問、基本設計で津波対策を盛り込むのかと、それに合わせて、大山さんが今回、大山さんの会社に委託したこの事業についてのお話ございました。
　まず、大前提として、是非、ご理解頂きたいのは、今回の拠点施設の整備に関しては、江差町として非常に一大事業だということは、是非、ご理解頂きたいと思います。そういった中で、物を、建物を作る。あるいは施設を運営するために、しっかり、こう、下積みを作って行かなきゃいけない。そのために基本構想、あるいは基本計画を策定してきました。
　これらについて、実は総務省の地域力、地域力創造アドバイザーという制度ございまして、こちらの制度を活用することで、特別交付税、経費についてですね、特別交付税上限５６０万円だったと思いますけども、手当充当して頂けることになります。国のお金だからどんな使い方もっということは、私達は思ってません。ただ、出来るだけ、町の一般財源を減らしながら、こういったことをやっていく、ということを私達は念頭において仕事をしております。もちろん、そういった面では、点では、至らない部分もあるかも知れませんけども、言葉ではなくて、中身でしっかり詰めてきた

ということで、是非、そこはご理解頂きたいと思います。
　次に、ここの津波対策は盛り込まれるかというお話がございました。基本計画の表記で統一的な言葉でなかったところは、私達も反省し、したいと思います。しかし、基本計画は私達全体、役場の中で作り上げて、あるいは大山さんの力を借りて、全体で作り上げる。これを今度は、設計の方でしっかり、こう、形にしていくということです。当然、津波対策を盛り込むということで、ご理解頂きたいと思います。
　また、その際は、先程、町長答弁の中で申し上げたとおり、基本設計の途中でまた議会の皆さんと、ご意見を、ご意見を頂く機会をしっかり設けていきますので、また、その際、１つご協力の方、お願いしたいと思います。なお、１つお願いなんですけども、議員先程から１つの事象の対して、まるで悪人のような、こう、言葉を、で、私達こちらの方に対して、こう、言葉を使われてます。私達も懸命です。もちろん、至らないところはたくさんあります。ただ、使う言葉、あるいは、トーン、そういったところは、是非、ご配慮、お願いしたいと思います。
　以上です。

「増永議員」
　はい。

（議長）
　増永議員。

「増永議員」
　はーい。ありがとうございます。
　ま、いづれにせよですね、あのー、この北の江の島構想については、今後、ええー、１，５００万掛かって、そして、先程、室井議員の質問じゃないんですけども、２，４００万、もう決まっちゃって、３，９００万がもう捻出されてる状況ですよね、是非ともですね、この辺のところをですね、もう少し、かい、あのー、考えて頂ければなというふうに思います。
　次、移ります。次はですね、令和４年度から令和８年度の中期財政運営計画について、中期財政運営計画、令和４年度から令和８年度の１１ページから１３ページへの財政収支の見通しについて、江差町は財政的に豊かなのか、厳しいのか、どうお考えなのか、町長さんに対してお伺い致します。

（議長）
　町長。

「町長」
　増永議員の６問目、中期財政運営計画についてのご質問にお答え致します。

先程、２問目で触れましたとおり、町が令和３年度に中期財政運営方針と財政基盤強化に向けた取り組みを策定した背景には、まちづくりの推進や地域振興に取り組まなければならない一方で、山積する課題にも対応しなければならず、結果として、実質公債費比率が再び上昇傾向となり、財政調整基金を取り崩さなければ、予算編成が出来ない状況となってきたところにあります。

豊かなのか、厳しいのか、と問われた、問われた、問われましたら、それは、未だ収束しない新型コロナウイルス感染症や昨今の物価高騰など、先行きが不透明で予断を許さない社会情勢、経済情勢である中、両取り組みを施行して２年目の現在、厳しい状況が続いているとの認識です。

しかしながら、経済基盤を持続させる産業振興を進め、地域の活力と賑わいのあるまちづくりを進める一方、住民が元気に安全で安心して暮らせる生活環境を維持し、行政サービスの低下を招かぬよう、取り組まなければなりません。

第６次総合計画で掲げた目指す町の姿、そしてまちづくりの基本目標に基づき、計画的で戦略的な行政運営を進めるため、住民と共に取り組み、持続可能な財政運営を構築して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。

えー、それでは、町長さん、今、確かに厳しいというお言葉を発せられたと思いますけども、それ、間違いないですね。厳しい、豊かではない。という、かい、あの、解釈を私しました。

でもですね、厳しい中に、先程来から公用車問題、町長さんの出張の問題、原点はそこにあるんですよ。何でそういう無駄づかいするんですか。あなた方自からですね、やはり、その、せ、け、節約しながら一生懸命やってます。ゆう、いや、一生懸命やってますよって、姿勢が見えられないし、町長さん、あなたがですね、その先頭のはだ（旗）を振らなきゃなきゃならない人が、先程来からある、ね、公用車、町長、出張問題、それを自ら役場職員に示して下さいよ。したら、こ、役場職員だって、コピー１枚、ボールペン１本、無駄にできないよなあって、そういう雰囲気づくりは、リーダーとして必要じゃないんですか。ボスでは駄目ですよ。是非、リーダーになってですね、その辺をやって頂きたい。というふうにが、あります。

それで、資料のですね、追加資料で出ております、こちらの、ああ、財政支出のこの中で、厳しい、厳しいと言いながら将来的にですね、あのー、将来の見通しということで、支出の分、あ、ごめんなさい、その前に１番のですね、資料１０の１番の、えー、財政収支、あの収支の見通しということで、歳入、ざっくり見て頂ければわかると思いますけども、将来の収入増は見込めない。これ、はっきり出てますよね、は

っきりと。そして、２ページの歳出。こちらは、令和５年度からは、見通しということ出ております。で、こちらの方の不思議なのは、通常建設事業、令和５年からゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。そして、維持補修費、令和５年度から８千万、８千万、８千万、８千万。何かあまりにも、役場にとって都合のいい数字を並べてんのかなというふうに思います。そして、３番目の財源不足額に及ぶ財源手当ての見通し、収入から支出引いて、令和５年度から令和８年度、基金からの繰り入れ、えーと、１億３，６００万から令和８年度は４，６００万、出てます。これは、先程、僕言いました、建設事業費、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。そして補修、補修費、８千万、８千万、８千万。現実的じゃないですよね。少なくとも建設事業費は、もう現に、江光ビル建てたじゃないですか、あの跡地に。あれがこれから、ここにのかってきます。そして修繕費、８千万、８千万、８千万。江差町公有施設等長寿命化計画、計画書、建設編、建設編、いいですか。４２ページ、長寿命化の効果ということで、江差町は、１０年間で、３３億円掛けて長寿命化計画をしますってのっかってんです。ここにちゃんと。そしたら、この長期寿命化計画は、ただ作っただけで、町全体のこちらの計画にはまったく反映されてない。って私が言いたいのは、３億３千万補修費掛けなきゃならないのを８千万にするということは、少なくとも、その差額分が、じぇんこねえがら、やれねえんだべのと。そしたら、その、じぇんこないないって言いながら、その、じぇんこのない部分はどこにしわ寄せいってるのかったら、町民でしょ、町民。ってですね、この先程の７ページの健全化判断比率の見通し、先程、町長さん言ってましたよね。実質公債比率がどうのこうのって。で、僕はね、そこじゃないと思うんですよ。その下なんですよ、問題は。将来的負担比率ってがあるんですよ。これはですね、これ、令和４年度に３９．２％、そして、令和５年度に３６．７％って、だんだん下がってっていってんです。これは、令和４年度に借金しませんよ、っていう数字なんですよ。だから先程の普通建設事業費ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。ゼロに併せた数字なんですよ。でも実際にもう、江光ビル跡地に、もう、借金しちゃってんですよ。それで、皆さん、ここで大事なのは、江差町は３９．２％、他町村は何ぼあるが、ご存じですか。３．２％です。江差町は他町村から見たら、１０倍借金してるんですよ。１０倍借金しているっていうことは、町民に１０分の１しか、還元されてないってことでしょ。わかります。ってですね、ああ、あと２分で終わり。で、問題は、問題はですね、こういう情勢の中で、はっきり言って１つ、町長さん、江光ビルの跡地、年間２千万、１５年計画で返済、これは、町長さんは、町長さんも町民として返済していくんですよね。それが１点。そして、今現在、こういう状態は、はっきり言ってイエローカードです。どこの竈だって、貯金、く、崩して生活しなきぇぁならないったら、黄色でしょ。そして、今まさに、北の江の島、北の江の島とゆってますけども、申し訳ないけども、そういう状態じゃ、江差町は、ないですよ。即刻、北の江の島計画は中止にして下さい。それでないと、町民、死にますよ。それやっちゃったら、イエローカード、２枚目ですよ。皆さん２０年前、思い出して下さい。給料減らされて、何もやるな、かれもやるな、何もやるなって。そういう状態、皆さん、苦しい思いしたんじゃ

ないんですか、課長さん。それを、これから若い、若い人方にまだ、それを引き継ぐんですか。そういうの、止めましょうや。もっと健全化してから、やって下さい。
以上、２点、お願いします。

（議長）
副町長。

「副町長」
えーとちょっと、総合的に答弁させて頂きます、時間もあれなんで。
出張の問題も、１日１回のその出張をピンポイントで質問されても、日曜日に行けばよかったんでないかとか、色々、あの議員はお伺いでしょうけども、こちらは、節約の状況も考えながら日程調整しているということも、増永議員の言ってる部分が全部正しいっていうそういう状況ではございません。
それから、公用車も８年度までリース期間終わったら、増永議員のご意見も参照しながら如何に削減出来るか。町長公用車の今グレードですね、そういったことを考えています。
それから、最後に北の江の島、即刻止めた方いいというようなご意見ですけども、増永議員が議員になる前も含めて、積み上げて今日に至っているんですよ。ねえ、ですから、それもこれも家の家計に例えて、色々そういう角度からご質問なされているのは、十分承知でございますけども、そのために基金をある程度持ってたり、そういうことも含めて、町は町で、実質公債比率や将来負担比率をある程度の推移で何とか平準化するように努力してまちづくりをしてきた、このように思ってます。
以上です。

（議長）
以上で、増永議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、小梅議員の発言を許可します。
小梅議員。

「小梅議員」
はい。議長。
通告５番目、小梅でございます。
私は、高齢者に関する問題、２つを質問させて頂きます。
まず、ひきこもり８０５０問題について。少子高齢化が進み、家族規模の縮小やそれぞれ生活の在り方の多様化より、地域の繋がりが希薄になってきております。
そんな中、ひきこもりが長引き、８０代の高齢の親と５０代の子供が生活に困窮する

８０５０問題が深刻になっています。病気や介護などで共倒れの恐れがあり、時には不幸な結果になる、至る事も想定されます。

ひきこもりの原因は色々でしょうが、どこにも相談出来ず、地域から孤立する。外からは状況も見えづらく、情報も得がたい当事者への対応は、とても難しいと思いますが、江差町での実態はどうなっていますか。

それと、厚労省がひきこもりの人や家族も支援する指針づくりのために、実態調査を行うとのことですが、その作業は進んでいるのでしょうか。相談窓口や支援策はどのようになっているのかお尋ね致します。

（議長）

町長。

「町長」

小梅議員の８０５０問題に関するご質問にお答え致します。

当町において、８０５０問題となっている世帯の実態については、具体的に把握出来ておりませんが、ご高齢の方への介護等のサポートが必要となった時に、同居の方がひきこもっていたことや、地域の方々から情報提供を頂いたことが、過去にもございました。

個々のケースによって経過も異なり、複雑な事情も抱えている案件もあることから、関係部署との連携を図りながら、解決の糸口が見つかるよう、寄り添う支援を行っているところです。

厚生労働省から自治体への実態調査は確認出来ておりませんが、令和５年１０月に北海道で行われた、ひきこもり支援状況調査は行われており回答しております。調査に伴う参考資料として、４０歳から６４歳人口に対して、ひきこもり出現率は、１．４５％と推計され、その率を江差町に当てはめると、３４人の方がひきこもりとなるという推計数値となります。個々のケースに事情もあるため、実情を把握していくことが難しいことから、実態把握が出来ていない状況ですが、誰にとっても安心して過ごせる場所や、役割を感じられる機会があることが必要であり、身近な地域の皆さまと共に、しっかりと受け止めるまちづくりが必要だと考えています。

そのため、より相談しやすい体制を目指して、今後も地域包括支援センターを窓口に関係各部署と連携しながら、ひきこもり状態にある方やそのご家族の声を聞き、地域の方々が相談しやすい窓口対応をして参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）

小梅議員。

「小梅議員」
ありがとうございました。
今日は、畑課長がお休みのようですので、再質問は致しません。
それでも、包括支援センターを窓口にして、相談しやすい体制でもって、地域や関係部署と連携して進めていくっていうことは、了解致しました。宜しくお願い致します。
それと高齢者を支える生活支援コーディネーターさんがいらっしゃって、地域の聞き取り調査とか、町内会単位のタウンミーティングなどをやっているようですので、この人方の益々の活動を期待しながら、次の質問に移りたいと思います。
次、２問目、江差マースの運行についてです。
自動車中心の社会で、年少者、介護要介護者、高齢者など、自分で運転することが出来ない人、更にはバス路線の減便などもあり、買い物や通院など、日常的な移動に不自由を感じる人が増加しております。
今、江差町では、新たな公共交通サービスの事業化に向けて、江差マースの実証実験が行われています。少しずつ改良され、今回は北部、南部の区別なく、全域での運行で大変便利になりました。が、運行日が平日、土日祝日を除く、に限られています。日曜日の運行は無理なのでしょうか。
町や学校の行事、サークルなどの模様志など、日曜日に行われている行事が年間通じてたくさんあります。年明け直ぐに二十歳の集いがあったり、２月にはなべ祭りもあります。なべ祭りは、今年は特にアルコールも解禁されたようですから、マースの運行があったら、大変便利でありがたいと思います。
このように買い物や通院だけではなく、社会参加で外出機会が増えれば、高齢者は元気になり、マース事業の活性化にもつながると思うのですが如何でしょうか。
それともう１点。マースの乗降地点ですが、お寺の追加は考えられませんか。お寺は高い場所とか、離れた場所が多くて、大変難義ですので、如何なものかとお伺い致します。

（議長）
町長。

「町長」
小梅議員からの２問目、江差マースの運行について、ご答弁申し上げます。
江差マースにつきましては、既存の公共交通を補完する新たな交通サービスとして、令和６年度の本格運行を見据えているところであり、現在、町内全域を対象とする有償での実証運行を１１月から実施しているところでございます。
ご質問の一つ目として、日曜日の運行は出来ないのかというご質問でございます。江差マースの運行方針につきましては、交通事業者などの地域関係者から構成する、江差町地域公共交通活性化協議において協議を重ねてきたところでございます。
協議内容と致しましては、過去に実施した地域公共交通計画に係る調査結果におい

て、特に公共交通のニーズが高いとされる、平日の買い物や通院といった生活移動に対して優先的に移動手段を確保していくこと。

また、町内事業者における運転手や車両といった限りある輸送資源を考慮した、持続可能な運行体制を確保していくこと。以上の点を中心に整理してきたところでございます。

議員、ご質問の趣旨にございますとおり、土日祝日においても、生活移動はもちろんのこと、町内で行われている様々な行事などによる外出機会が一定数確認出来ることは十分承知しておりますが、現在置かれている地域公共交通の現状を踏まえますと、全ての移動ニーズをカバーしていくことは難しいものと認識しているところでございます。

今後、活性化協議会を中心に、現在実施している実証実験の結果を踏まえながら、来年度以降の本格運行にあたっての運行方針について協議していくとともに、本格運行以降においても、継続して社会情勢の変化に応じた運行方針の見直しを実施して参りたいと考えております。

続きまして、乗降地点にお寺の追加は考えられないかというご質問でございます。乗降地点の設定につきましては、町内の消費活動促進を目的とした町内商業施設を中心に乗降地点化することとしながら、運行上の安全性確保の観点を考慮し、交通量が多く駐停車スペースのない施設については、乗降地点の対象外として整理することで活性化協議会により協議しているというふうに聞いています。

議員ご質問の趣旨にございます、お寺など今回は乗降地点として設定していない施設を新たに乗降地点に追加するどうかにつきましては、今後実施予定のアンケート調査などの結果を踏まえながら、適宜、その追加の必要性について、活性化協議会を中心に協議して頂きたいと考えておりますので、ご理解願います。

いずれに致しましても、一人でも多くの住民の皆様に、９月９日まで実施予定の実証運行期間を通じてご利用頂き、どのようなサービス内容が望ましいものなのかご意見を頂くことが、より利便性の高い公共交通網の構築につながっていくものと考えておりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

小梅議員。

「小梅議員」

はい。了解でございます。わかりました。よろしくお願いします。

（議長）

以上で、小梅議員の一般質問を・・・・。

はい。

「副町長」
　答弁訂正。

（議長）
　あ、はい。
　町長。

「町長」
　すいません。今、ちょっと答弁の中でですね、日時を間違えて、答弁してしまいました。
　マースの運行は、２月９日までの運行期間ということで、宜しくお願い致します。訂正させて頂きます。

（議長）
　宜しいですか。

「小梅議員」
　はい。

（議長）
　以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

（議長）
　次に、小野寺議員の発言を許可します。
　小野寺議員。

「小野寺議員」
　はい、議長。
　それでは、３問質問致します。
　最初です。江光ビル跡地の件ですが、私も今日、先程の一般質問、それから田畑議員の町長解職リコールの話など、改めて今、振り返ってみました。
　増永議員の北の江の島構想、これも長い論議で私も議会で色々問題点は指摘しましたが、もちろん予算も含めて賛成してきた議員であります。
　それから、これから取り上げる江光ビル跡地の建物、これが町長の解職リコールの要旨では、建設工事を中止すべきという点であげられている点であります。
　改めて、長い間の論議の中で、課題問題点も指摘しながら、賛成して来ている立場として、まず、この問題について、論議していきたいと思います。

今の点で言うと、改めて振り返れば、江光ビル、もう１０年も前からこの議会で論議して参りました。最初から今のような、考えられている建物を地域の要求とか、この議会の要求であったのではなくて、江光ビルがあの地域として大変な老朽荒廃、危険な状況で、まちづくりに大きな支障をきたすと。そっから論議が始まりました。そして当時の担当課長、町長も含めて、国との摂政等々、どうやってあの難題を解決していったらいいのか。一番は、財政的な問題も大きかった、と私は思います。それをクリアした中で、現時点に到達しております。だからと言って、私はやはり作った以上は、町費も入っております。お金が生きたものになる建物にしなければならない。この間、色々論議、特に私、先程言った増永議員の指摘事項については、私自身も色々考えさせられるところがありました。

改めて江光ビルについては、しっかりと町民がこの江差町のまちづくりの上まちで言うと多いな事業、お金が生きる、そういう点で私自身考えているこの間、ゆってきたことでありますが、改めてぎりぎりの今段階にきていますので、大きく４点、わけて質問を致します。

まず１つ。オープンいつなのか。これはまだこれまで明確には出ていなかったかと思います。そのオープンに向けて、以下２、３、４も問わなければなりませんので、まず、オープンの日程をお聞きしたい。これ、ま、ヨーイドンの問題であります。

それで、２つ目に実質的な問題ですが、この間、管理運営について、何回かこの議会で議員協議会も含めて論議致しました。関係団体、町民の皆さんも参加して、この運営に関わっていこうと、そういうことも民間活用ということも含めて、論議されてきました。改めて我々この間、色んな資料で説明も受けてきております。管理運営、どのような体制を現時点で考えてらっしゃるのか、お聞きしたい。

それから、３つ目として、どうしても建物作った時には、建物だけではなくて、中の備品、それぞれ利用者が使うためにはどういうふうになっているか。前回、全員協議会でしたか、で説明も受けました。全体像、まだまだ残りがあるのか、そこら辺も含めて、少しでも利用者が使い勝手のいいそういう備品、どういう検討してきているのか、これもお聞きしたいと思います。

で、４つ目、最後ですが、これもこの間大きく論議してきました。２階の部分に中高生の方々が集える場所ということで、シェアスペースという言い方しているんでしょうか。ここも単に場所を作ればいいということではなくて、そもそも使い方、中高生の方々の特に高校生の意見もしっかりと聞きながら、これから運営していく。そういう文言であったかと思いますが、それがどういうふうに論議されてきているのか、当然、その使うことによって、備品などどういうものがあればいいのか、そして、恒常的に運用していくとしたら、どういう運営を考えているのか。ここら辺の検討状況、まず最初にお聞きしたと思います。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員からの１問目、旧江光ビル跡地活用拠点施設コミュニティプラザえさしについてのご質問にお答え致します。

旧江光ビル跡地活用拠点施設建設工事は、工期を３月２５日とし、現在のところ予定どおり進んでいる状況です。ご質問の１問目、オープンの日程ですが、工事の進捗状況や施設完成後からオープンまでの準備を考えますと、これまで説明させて頂いたとおり、６月中、来年６月中を想定しております。

ご質問の２点目、管理運営体制についてでございます。現在、体制について整理しておりますが、開館時間や休館日、地域おこし協力隊を含めた人員体制、イベント企画運営など、総合的に検討しています。施設には常駐する職員は必要不可欠であるという認識でおりますし、体制整備は施設の要ですので、効率的で施設機能をしっかり発揮できる運営方法について、時間を頂きながら検討しております。

次に、３点目の備品の内容についてでございます。役場内の課長職で組織する市街地活性化検討委員会があります。その中に旧江光ビル作業部会があり、関係課長により施設に係る様々な検討事項を整理しております。こういったメンバーによる必要備品の検討に加え、１０月下旬には高校生にお集まり頂き、導入を想定している備品のデモンストレーションを行った上で意見を聞く機会を設けたほか、利用が想定される団体の皆様から直接ご意見も伺っております。

このような機会を参考にしながら必要な備品を整理し、来週には入札の上、発注を行い、年度内に整備できる見込みとなっております。

４問目の中高生のシェアスペースについてです。基本計画策定時から高校生との意見交換やアンケートを実施して、高校生の利用促進対策を検討して参りました。中高生が自由に活動し、自由な発想で使って頂く、そのような空間となるよう備品等の整備を進めています。

運営については、施設全体の運営体制の中で維持していくこととしており、ここだけを区分して管理運営体制とはしない方針でおります。

いずれに致しましても、管理運営体制はもとより、町民の皆さんに幅広く利用して頂ける施設とするべく、供用開始に向けて整理し、前に進めて参りますので、ご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。
何点か再質問致します。実は私、基本計画書の中で、一定程度論議が展開されている管理運営体制という事項があるんですけれども、あくまでもこれは基本計画の段階ですから、もう１年ぐらい、１年以上経っているんでしょうか。なかなかこういうふうには、いってない部分もあるのかな。地域の色んな団体、商工関係者なども交えて企画運営、場合の寄っては、委託、うんぬんかんぬん、ということになっております。
それと併せて今、一定の常駐部分という答弁がありました。で、もう少しそこをちょっと担当課の方から整理してお答え願いたいんですが、管理部門を、運営は、色々また意見聞部分、あるかとしても、管理、建物の管理ですね、常駐部分、で、ちょっと実務的な話になって恐縮ですけれども、仮に常駐するとして、固定された事務室ですよね。事務室的なところは、前回示されたこの基本計画で示された図柄の中に、どこを想定しているのか、ちょっと教えて下さい。基本的に前回説明あった交流キッチンとか、交流ホールとか、中庭ホールとか、交流活動室とかは、これは一定程度複数の団体等、もしくは貸し館として使う部分、でありますよね。そのもしかしたら、常駐部分、想定するとしたら、ちょっと場所もどう考えているのか、教えてもらいたいんですが、私はそれよりも何よりも、地域の方々が単に貸し館で終わるのではなくて、１年間通して、見通しの持ったイベントなど、それから、先程言った貸し館としても使えますけれども、地域の色んな事業、交流キッチン、交流ホール等々、年間通してこういうふうに使っていこうと、役場の事業も一定程度入るということも想定されておりますが、地域の方々がよりよく使ってもらう、賑わいをあの場所で、より大きくするとすれば、来年の６月にオープンするまでに本当に時間がない。オープンしてからそれ考えるのではないですよね。で、そこ改めてちょっと整理してお答え願いたいんですよ。
もう１つ。高校生の部分、わかりました。これは前から説明受けております。ただ、色んな機会で高校生の方と話しする機会、この間、ありました。なかなかこれは担当段階でも大変だったと思うんですが、限られた時間の中で、ですが、私聞いた高校生は誰も知りませんでした。ここ、だから、多分、皆さんのところでアンケートとかそれから来てもらって、色々話聞いたんでしょうか。そこの部分と残念ながら、もっと大きな部分での意見反映ということには、必ずしもなっていなかったのかも知れない。ですから、まだまだ、更に来年になれば、新高校１年生も入るでしょうし、そうすると中学生も部分ということになるんでしょうか。もっともっと可能な部分の意見の吸い上げ方した中で、これは多分オープンしてから引き続き、やりながら検討されることだと思うんですが、とにかく中高生が、あそこで本当に使っていいなあという部分を、もっともっと積極的に意見反映を組みつくすと、してもらいたいなと。ちなみに、私、文化会館の図書室、図書館の隣にあるフリースペースというんですか、あそこ何回か行って様子見たことあるんですが、結構、中学生でしょうかね、来てますね。ちょっと聞いたことあるんですけれども、知りませんでした。ここの部分ですね。ですから、これから色んな機会でこのシェアスペースをより多くの中高生だけとは限らないと思うんですが、使う

ためにも、もっともっと工夫が必要なのかなという気はしました。この点について、お答え願いたいと思います。

（議長）
まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
小野寺議員から大きく２点のご質問ございました。管理運営体制の部分、それと中高生の部分ということであったと思います。
管理運営体制、確かに地域の皆さんとの意見交換、あるいは協議の場をしっかりもっていくというのは、基本計画でも記載してございます。若干、遅れてるというのは、私達も否めません。そういった中で、今、例えば、オープン開館時間を、あるいは休館日、そういった部分を基本的な部分、町の方向性、こういった部分を概ねしっかり作り上げてから地域の皆さんと意見交換したい。出来るだけ早く進めていきたいと考えてございます。
また、高校生のお話ありました。うちの主幹が江差高校の地域学の方に出向いて、ご紹介させて頂いたり、意見を貰ったりしています。あるいは、役場の方に来て町長との意見交換もして頂きました。アンケートは江差高校の江差在住の江差高校生、１年生から３年生皆さんに行いました。
ただし、こういう仕事してよく思うのは、私達はこれで知ってもらおうという、知ってもらえているんだというふうな認識は、それはあまり確かにあまり思ってます。何度も何度も何度も、皆さんに紹介するそういった機会をもっていかなきゃいけないというふうに考えてございます。今、ご承知のとおり、建物の姿が見えつつあります。こういった段階で、また、広報などに施設の目的、あるいは皆さんに使い勝手、どうしたらいいか、見たいな形で、ご紹介しながらですね、どんどん意識付けしていきたいなというふうに思っています。
いずれにしましても、小野寺議員おっしゃるように建てただけでは駄目で、しっかりそこで、住民の皆さんがその施設を利用してい頂く、そういった形を目指して準備、少し早めていきたいと思いますんで、ご理解頂きたいと思います。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。議長。
はい。１問目わかりました。宜しくお願い致します。
それでは、２番目に移ります。今年３月、６月、９月議会、続けて取り上げて参りました。昨年１２月に大きく報道されましたあすなろ福祉会との関連であります。こ

の間、私、協調してきたのは、単に一、江差のあすなろ福祉会だけの問題ではなくて、全道全国で共通した部分もあるこの大きな課題、これが今年、今、進めている福祉の計画、来年４月から改めてその計画が運行運用される訳ですが、今、まさしく作っている、そこにぎりぎり、あすなろ福祉会から浮彫になった課題を一歩でも二歩でも改善していく。その取り組みどうなっているんだということが３月、６月、９月、そして、今日、改めて取り上げます。来年の３月議会ではもう全部、出来ております。なので、実質的には、今日、私のこの問題点で言うと最後の期会になります。

９月議会、ちょっと思い出したんですが、同様の質問しましたが、その時は、まだこれ実は、計画を作る大きな枠組みは国で色んな指針等やって、それを受けて北海道が計画を作って、それを市町村もまた関連のところは、その中で色々検討していくという、そういう段階になっているんですが、９月議会の答弁は、まだ、北海道の素案が示されていないと。私は、いやいやそうは言ったって、他のとこやっているとこあるから何やっているんだ、っていう論点だったんですが、いづれにしてもそれを道の素案を見た上でしっかりと検討して参りたい。

それから、私がこの間提起してきたあすなろ福祉会の問題点についても、特に意思決定、それぞれ障がい者色んな思いがあると、その重いに寄り添って、その思っていることをどうやって実現していったらいいのか。ぎりぎりまで支援して相談していこうとうのがこの法律であり、計画の中に謳い込まれている意思決定を実行していこうという部分なんですが、これもしっかりと協議もしながら、やっていきたいという答弁でありました。それでどうなっているのか、ということであります。

２つ、大きく２つあります。まず１つ目、先程言いました北海道の審議会でもこのグループホーム入居者の色んな観点、論議されております。結婚等に係る意思決定支援についても踏み込んだ論議がされております。

また、振興局単位で、例えばここで言うと、檜山振興局の中でそういう意見交換も当事者の方々も踏まえた意見交換もされております。

さて、江差町で改めてこの問題について、どういう論議されてきているのか。まずお聞きしたい。その上でなんですが２つ目として、そもそもこの基本は、障がい者総合支援法というものがあるんですが、この法律において、障がい者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるんだと、それが国、道、市町村で一体となってやっていくんだと、そういう旨を規定して、指定事業者、サービスを提供する、例えばあすなろ福祉会とかですね、そういう指定事業者や指定相談支援事業者、これもあすなろの関連のところで、同じ場所でやっておりますが、そこに対して、意思決定支援を重要な取組として位置付けている。この問題が大変大事だと思うです。この問題はあくまでも事業所、それから相談の人達に対して、重要なことなんだよということを法律にちゃんと書いてあるんです。そして、この間起きた、あのゼロ歳児のあすなろ福祉会のとこでありましたゼロ歳児遺棄事件、今回の不妊処置問題、こういうことについて、背景にどんな問題点、課題点があったのかしっかり論議するのが私は必要だと。そして、北海道の指針、私読みましたが、もう既に出ていますからね、道

の指針、読みましたが色々書いてあります。その中で、しっかりと今言いました町内の指定事業者、指定相談事業に必要な改善を求める、そういうところが出てくると、私は、北海道の素案を見てとりました。そういうふうに読み込みました。是非、江差町でも、今度の作る計画の中に反映する。これが必要だと思いますが、どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

（議長）
町長。

「町長」
小野寺議員からの次期障害福祉計画等策定とあすなろ福祉会の問題に関するご質問について、２点についてお答え致します。
まず１つ目のご質問にございましたとおり、去る１１月１日に令和５年度第３回北海道障がい者施策推進審議会が開催され、北海道における次期計画の素案に関する協議が行われ、併せてグループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援についての協議が行われたことは、町と致しましても承知しているところでございます。
審議会の議事録はまだ示されておりませんが、資料内容からも、交際や結婚、出産や子育てを含め、障がいのある方がどのような暮らしを送るかについて、本人の意思決定を丁寧に支えることが重要であるとの認識にたつものでございますが、一方で、制度上の問題やそれぞれの地域における支援体制を踏まえますと、まだまだ、課題も多いことを再認識するものでございます。
江差町におきましても、去る１２月４日に第２回江差町障がい者地域自立支援協議会を開催し、北海道から示された素案を示すとともに、それらを踏まえた上での江差町における次期計画の骨格案について協議をしたところでございます。
当町の協議会における協議の中でも、次期計画づくりにあたっては、障がいのある方の意思決定支援のあり方をどういった形で計画に盛り込むかが大きなポイントであるとの共通認識を持ちながら、協議を進めているところでございますが、やはり制度上の問題や地域における支援体制などの部分で課題があることを委員の皆様も認識しているようでございます。
そうした現状を踏まえながらも、江差町が掲げる不幸ゼロの実現に向け、障がいのある方が相談しやすい環境づくりや、意思決定が必要な事案が生じた際には相談支援事業所のほか、行政や障害福祉サービス事業所など関係機関が一体となって対応するための体制づくりなど、江差町の実情に即しながら、いかにして計画に盛り込んでいくかについての協議が進められていく予定となっています。
なお、次期計画策定までの今後のスケジュールと致しましては、協議会において、来年１月末までに計画の素案を作成し、町のホームページ等でパブリックコメントを募集しながら、来年３月上旬を目途に、最終的な計画の策定案が町に提出される予定となっております。

２つ目の、これまでにあすなろ福祉会で発生した事案の背景や問題点を改めて検証し、必要な改善を求めるとともに、計画に反映することが必要ではないかというご指摘でございます。

ご質問で示されたあすなろ福祉会に関わる過去の事案につきましては、これまで各種法令に基づく関係機関連携のもと、発生事案の現地調査が実施され、そうした調査結果を踏まえながら、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を有する北海道において、事業者に対する改善指導が行われてきたところでございます。

この間、あすなろ福祉会で発生した事案のみならず、全国で発生した様々な事案を踏まえた上で、国において次期計画に向けて指針が示されたものでありますので、江差町と致しましても、そうした指針に基づきながらの計画づくりとなるということでご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

何と申しましょうか、結果的には、６月議会、９月議会とそんなに進んでいないですね。道の指針は出ました。ただ、江差としてこうなると、かなり実務的な部分あるんでしょうか。担当課長、現時点で江差として、ぎりぎり計画の中に何を謳い込めるのか。少なくとも事務方として、当然、もう考えていらっしゃると思うんですよ。この間のあすなろに関して、もちろん基本的には、事業所、北海道がまず色々指導監査という部分ありますが、色んな点で町村ともやる部分も出てきます。そういう点では、少なくとも直接の権限はともかく、今話しているのは、その話ではなくて計画です。計画の中に色んな点盛り込むということは、十分に可能なんですよ。この間の色んな自治体等々、ちょっと私も読んでみました。ですから、ぎりぎりこの問題、江差町としてどうするのか。私どう考えてもですね、この意思決定支援の問題をずっと考えてきているんですが、もちろん無い物ねだりは出来ません。町長、何回も言いますとおり、じゃ地元で何が出来るのか。という点についても、お金が付いて来なかったら出来ない、等々あるでしょう。ただし、その一歩も二歩も三歩も手前の話ですよ。その入所者、グループホームでもいいです。そういう方々に寄り添っているのかと、その何度も言いますが、この意思決定支援、しっかりと、そのそれぞれのおかれた障がい程度あるでしょう。それぞれの状況に応じて、何が考えているのか、どういうことがいいのか、そして、これよく使う言葉なんですが、なかなか手段が無い。それは施設と地域と自治体と一緒になって取り組むまなきゃなんないけど、なかなか出来ないね、色々あるでしょう。で、よく書いてあるのが、こういうこと書いてあるんですね。最後の手段として、本人の最善の利益を引き

続き検討しましょうと。その検討があすなろ学園の場合は、不妊処置を提案するということが、これが本人の最善の利益を検討したことになるのかと。そうはあってはならない。ですから、私は、従前も、もちろん、例えば、伊達、北海道の伊達市は本当にもう半世紀に渡る実践がありますね。今もちょっと試行錯誤ですが、今でもですよ。ですが、あそこも本当に、事業者と行政とボランティア、ＮＰＯ等々と本当に苦労を重ねながら、そういう結婚に導いて行くと、という手立てもこの半世紀に渡ってやって来ております。今の法律の前ですよ。で、そういうことまで、今言いません。その手前にしっかりと寄り添うということを今回指針見ても、ああ少し北海道も一歩前進したなと、これ新年度、今度の計画に新たに素案の中に入っているから、これ北海道ですよ、市町村じゃなくてね。集団指導や実地指導において、意志決定支援ガイドラインの周知支援体制の助言、指導。かなり厳しい言葉で北海道としての素案の中に入っている。これ新しい、３年前にはなかったんですよ。ですから北海道としては、道の責任でそういうガイドラインもあるんです。元々ね、ガイドラインって。それを周知して支援体制の助言、指導もしていかなければならないと。こういう北海道の素案に合っている部分も含めて、市町村としてもぎりぎりどこまで考えているのか。もしくはこれからの協議会でしたか、の中でも検討していこうとしているのか。責めてこのことについて、ちょっとね、担当課としてのお考えをお聞きしたい。もう去年から１年経とうとしております。この１年間の担当課としても、障がい者の方々、たくさん見てきていると思います。どういうふうにこれを少しでも計画に反映しようとしているのか、ちょっと改めて、担当課のお考えをお聞きしたいと思います。

（議長）
町民福祉課長。

「町民福祉課長」
小野寺議員の再質問にお答えさせて頂きます。
小野寺議員の方から、意思決定支援の在り方を計画にどのように盛り込むのか、というご質問だったと思います。こちらにつきましては、国の方からもですね、今、小野寺議員も申し上げたとおりですね、障がい福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインというものが通達で出されてます。このガイドラインに基づき、各自治体の方でもですね、そういった対応をしていくことになるんですが、このガイドラインの流れでいきますと、意思決定が必要な事案が出た場合は、その事業者が意思決定支援の責任者を選定してですね、その方が責任者がそれぞれの事情、状況を聞い取り調査をすると。そういったものを参考にですね、意思決定支援会議という、本人ですとか、家族ですとか、我々行政、北海道、町村、あと保健所とかですね、そういった関係する機関も併せながら意思決定機関の中で、その意思のなるべく可能な限り尊重出来るような協議を進めていきながら、その方の個別支援計画を策定していくと、いう流れになろうかと思います。その部分を次期に計画でも、その、そういった対応出来るような内

容に盛り込んでいきたいというふうなことで、協議を進めているというところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

「小野寺議員」
はい。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。
少なくともそれは一歩です。是非、宜しくお願い致します。
次、３点目に移ります。
３点目も同じく３年に一度の計画づくり、障がいと併せて介護というのも町民にとって大きな日々暮らす上において必要な行政のサービス、それから、事業所のサービスであります。この次期介護保険計画について、３点お聞きしたいと思います。
１つは、やはりどうしても気になるのは保険料であります。保険料、今、見込みどうなっているのか。教えて頂きたいと思います。
それから２つ目、少し介護、多岐に渡るんですけれども、ぎりぎり江差町として出来る部分、介護事業はかなりがんじがらめで、国の法律等に縛られておりますので、ゆるくないんですが、ぎりぎり江差町が関与できる範囲の部分で、２、３でお聞きします。
先程ちょっと似たような部分でありましたけれども、江差町で、今、色々ネクストイノベーションとか、そういう中で買い物支援のことを試行的に行われておりますが、私もちょっと関わらせて頂いているんですが、やればやるほど、わかればわかるほど、高齢者がだんだん買い物するのも大変だ、買い物しても買い物荷物、持って行くのも大変だ、帰る時大変だ、冬になったら大変だ、もう大変づくしですね。そういう実態の中で、今、例えば、これ本当に限定的な論議ですが、介護保険事業の大きな枠の１つですけれども、このネクストイノベーションの中で、取り組み、無償のボランティアの頼むしかないということで、試行的に、今やっとりますが、先程、論議ありました。出﨑議員からもネクストイノベーションの中での人材バンクの話出ましたけれども、まさしくこの買い物支援もそうなんですが、仮にこの問題点を解決しようと思ったら、もうとてもじゃないけど、無償ボランティアではね、基本的な根本的な解決なんて、もう無理です。
実は、総合事業の中に介護保険です、これ総合事業というのは。介護保険の中の総合事業、要支援者とか、より軽い方が対象の事業なんですが、その中に、現在行われているその介護のサービスと他に多様なサービスというのがあります。これがいいかどうかっていう論議あるんですけれども、地域の力を借りたり、ＮＰＯの力を借りたりという、そういう国で言うと、国の責任をどんどん地方に下ろすという側面も大きいんですが、しかし、身近な問題を解決する上においては、一面有効的な部分がありますが、こ

れが全国の実例で色々取り組みがあります。私は、江差町でも、今まさしく作っております事業計画、この中に多様なサービス、可能な部分はやれるんだったら私は取り込んでもいいのではないか。という部分も一面考えております。で、その中に買い物支援も入れていくと。是非このことについて、お聞きしたいと思います。

最後ですが、これも先程出ました。生活支援コーディネーターの方の件です。２つ目に２番目に言いましたこのネクストイノベーションの中で、これはそれぞれの取り組みあるんですけれども、その中にも、この生活支援コーディネーターの方々がそれぞれで力を発揮しております。

で、問題は、これが本当に高齢者の課題、地域の高齢者の生活支援に、その具体的に今後どうやって関わっていくのか。ということについて、一歩踏み込んだ実践的な活動に進めれるような、そういうことが、今、次期の計画の中で、私は必要だと思ってるんです。七飯町だとか、近くで言えばですね、この生活支援コーディネーターを取り込んだ多面的な色んな取り組みをやっております。高齢者支援。全道見るとたくさんあります。え、そこまで生活支援コーディネーターの方々がやって、やれるの。ということも含めて、色んな実践があります。私は、もっともっとそういうところも視野に入れながら、次期の計画の中に取り込んで高齢者の生活を守っていく。そういうことが必要だと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員の次期介護保険事業計画に関するご質問、３点についてお答え致します。

当町では、第９期介護保険事業計画策定委員会を、７月、１１月と２回開催しております。

また、道が策定しております介護保険事業支援計画のパブリックコメントが、１２月５日から来年１月５日までの間で意見募集がされており、当町においても、１２月１８日から２８日の間で、パブリックコメントを募集する予定でございます。

現段階で国の基本指針が定められていない状況にあるため、サービス量の見込みが精査中となっております。そのため、介護保険料の見込みについても現在精査中でございます。国の基本指針に基づき、サービス量の見込みと目標について整備しながら、保険料についても策定委員会に諮り、来年２月頃には確定して参りたいと考えております。

次に、２点目の高齢者の買物支援に対しての多様なサービスへの取り組みについては、高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスに対して、既存事業も含め検討するとともに、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による枠組みについて、現在、無償で行っている団体等とも、今後協議しながら提供体制の構築を推進して参りたいと考えております。

３点目の生活支援コーディネーターの実践につきましても、地域住民の主体的なまちづくりを行うネクストイノベーション事業の実施や、地縁組織や町内会等とも互助体制構築を実施していくよう、次期計画の中で検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」
はい。議長。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
わかりましたというか、保険料で言うと概算でも、もう出てるところあるんですよね。ま、今日、担当課長いらっしゃいませんので、あまり細かいところは宜しいです。
それで、ちょっと今日１２月議会、３月までこのことについてはないかと思いますので、ちょっとこれは副町長になるかと思いますが、基本的なことについて、２つ目と３つ目について、ちょっと確認の意味再質問させて頂きます。
今、聞いてて、かなり前向きなご答弁を頂いたなと思いました。それで、ちょっと確認です。副町長。さっき、私、買い物支援の話をしました。結果的には３年間というスパンの計画になります。３年間の中でどうしましょうかという計画なんですね、ヨーイドンの１年目からではなくてもですね、そうしますと、私、先程ちょっと出てました、江差マースとの連携、これはどうしても必要になってくると、私は思っています。それから、さっきちょっと前向きな答弁頂きましたけれども、ボランティアの育成支援、で、総合事業の活用、国の介護保険のお金を使うということなんですが、そういう点でこの計画の中に入れて、そして３年間の中でその事業として身を結ぶような取り組みに方向というふうに受け止めていいのか。改めて副町長からでも答えて頂ければなと。
それから、もう最後です。生活支援コーディネーターの話。これも前向きに受け止めたいんですが、もう少し突っ込んでお聞きします。先程のちょっと七飯の事例を名前だけ言いました。七飯は社会福祉協議会で生活コーディネーターの方も事業展開をされております。ですから、国の想定は別に江差町役場だけとは、別に限定してはおりません。ですから色んな方法論で、地域の高齢者の支えるという方法論はあります。委託ということになるのか、いづれにしても社協の力を一緒に展開していくという活動も私は大いにあり得ると思うんです。そういう点についても、私は、直ぐ社協にもってったらどうだ、ということまでいきませんが、言いませんが、是非、生活支援コーディネーターのより幅広い多面的な活動のためにも、そういう方法論もあるんだという論議、それ是非、私はしてもらいたい。大きな意味でそういうことが必要ではないのかなと気するんですが、この２点について、ご答弁を願えればと思います。

（議長）
副町長。

「副町長」
私から、再質問、ちょっとお答えさせて頂きます。
高齢者の買い物支援の取り組みが１点目でございますけども、３年間のこの計画期間、今、議員おっしゃるとおり、議員提言のこの江差マースとの連携。ただ、マースは現状では檜山事業者さんの車１台、運転手１人というこういう限られた資源の中でやっていく部分もあるんですけども、江差マースとの連携、それからボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人などの多様な事業主体での、この総合支援事業の枠組みと言いますか、これについて協議を進めていきます。その上で提供体制の構築を図っていきたいと、このように思ってますので、１つ宜しくお願いします。
それから２つ目、生活支援コーディネーターの関係でございますが、言うまでもなく、現在役場に席を置いてございます。議員おっしゃるとおり、社協の方に委託している箇所もあるようですけれども、私自身も、社協とのこの連携というか、そういったところは非常に重要視している、個人的に副町長としてもそう思っているんですけども、現在の社会福祉協議会の力量と言いますか、体制含めて、そこは少し時間かかる問題だなというふうに思ってますけども、決してその議論は忘れません。１つはお伝えしたいのは、先程、例えば小梅議員からも引きこもりの関係のご質問がありましたけども、いわば生活支援コーディネーターが、コロナばかりのせいに出来ませんけど、コロナ禍でなかなか外に出歩けない状況があった訳ですけども、やはり、例えば引きこもりの世帯、当然、個人のプライバシーにも配慮しつつ、町内会に入っていったり、民生委員さんから情報を得てうちの町の引きこもりの家庭は、何々町では、ここととここなんだぐらいのですね、やっぱり町内会に入っていく活動を生活支援コーディネーターがやっていくべき第一歩でないかなという気はしてございます。ただ、ここは本会議場でございますんで、私答弁責任持ってしてるつもりでございますんで、今、色々とネクストイノベーションや色んな形での屋根の中でやっている部分だけでなくて、それから、本当に色んな多方面から参加頂いている状況も承知してございますんで、コーディネーターの具体的な実践も含めてそういった形で動いていく。あとは、外部委託の質問ですが、委託先の考え方も当然ありますので、それらは少し時間を掛けながら進めていきたいと、以上でございます。宜しくお願いします。はい。

「小野寺議員」
はい。

（議長）
以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、田畑議員の発言を許可します。

「田畑議員」
はい。

（議長）
田畑議員。

「田畑議員」
えーと、私は、照井町長の政治姿勢について、３点程、お伺い致します。
先程、同僚の議員が、あの、類似する質問でありましたので、私は、いくらか割愛してお話をしたいと思っとります。
その１つで、町長の公用車この件については、取り下げ致します。
それで、まず１番目の日本で最も美しい村連合事業は、来年から中止すべきと考えております。代わりに何か目に見えて町が綺麗になったと。例えば、市街、海、山、川等、本当に綺麗になったなというような事業を何かすべきと考えますけど、何かありましたら、お伺いしたいと思っております。
まず、この件について１つ、答弁お願い致します。

（議長）
田畑議員、田畑議員。

「田畑議員」
はい。

（議長）
もう１問も・・・。

「田畑議員」
あ。

（議長）
一気にお願いします。

「田畑議員」
あ、はい。失礼しました。
もう１問は、あの、これも、相当重複してますので、１点のみ、あの、お話したい

と思います。
　日本遺産も件で、縷々、何回も質問して参りましたけれども、私はたった１つ、あの、今年の５月１５日の文化庁との視察した件での議事録を提出を求めていました。その前に、あの、日程表は頂きましたけれども、黒塗りが結構ありましたので、なかなか理解してません。しかも、来たその視察の中身、見たらですね、ほとんど町内の観光で終わっておりました。皆さんが一番注目している横山家は、何故か回避して、１日終わったと思います。
　それと、９月５日の日本遺産の文化庁のメンバーと町側とのヒアリング、これも情報開示して欲しいと、ことを言った記憶あります。
　まず、この何故、こうなってもですね、情報開示をされないのか、その・・・。

（議長）
　田畑議員。

「田畑議員」
　はい。

（議長）
　あの、通告と質問内容が違っているので。

「田畑議員」
　あ、そうですか。
　あ、まず、この、じゃあ、３番目、この事業を来年から中止して頂きたいと、こう思いますけど、お考えを、まず、聞きます。

（議長）
　町長。

「町長」
　田畑議員からの私の政治姿勢について、２点のご質問にお答えを致します。
　まず、１点目の日本で最も美しい村連合事業を来年から中止し、代わりに目に見えて町にゴミが一つもないような事業をするべき、とのご質問でございます。
　日本で最も美しい村連合の活動は、素晴らしい地域資源を持つ美しい町や村が、地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行い、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進することや、生活の営みにより形成されてきた景観や環境、地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的として行っております。
　当町が加盟登録となった地域資源は、いにしえ街道、江差追分、姥神大神宮渡御祭

となっており、日々の生活の中で、町民自らが地域の美化活動や伝統文化を守る活動が展開されていることが評価されたものであり、引き続き、日本で最も美しい村連合の活動を通じ、将来に渡る美しい地域づくりに町民とともに取り組んで参りたいと考えておりますので、中止する考えはありません。

もう１点の日本遺産事業を来年から中止すべき、とのご質問でございますが、先日の議会全員協議会でも報告のとおり、再審査という評価を受け、この間、再認定に向け取り組んできたところ、文化庁より認定継続の決定を受けましたので、事業を中止する考えはございません。

（議長）

田畑議員。

「田畑議員」

はい。

えーとですね、あの資料、皆さん、１３のこの資料、渡っていると思いますけれども、えーと、この、足掛け９年間でですね、あの、日本遺産の事業費に掛かったお金は、約５，４００万前後だと思っとります。皆さんも見てわかる通り、この資料、もう、ほとんど９０何パーセントが会合の出席や、旅費、そして、日本一美しい村連合の加盟料、これが９０何パーセントだと、私は思っております。

この日本一美しい村づくりの、連合の、本来の目的、また、活動は、数年前に町の担当者に確認したところ、これは、もう基本的には、歴町の観光振興に、もう、ほとんどだということを聞かされました。あとは、ま、ま、取って付けたような話でしたけれども、それにしたら、余りにも、この、延べ今年９年になりますけれども、では、あの、いつ、どこに、この９年間、何をして、この、日本遺産、日本一美しい村のですね、この歴町に特化した事業をしたのか、具体的にちょっと説明してもらいたいと思います。

（議長）

追分観光課長。

「追分観光課長」

田畑議員からの日本で最も美しい村連合の活動の中で、以前、その歴町に特化したということでの回答があって、歴町の事業がどのようにやってきたのかというような、ご質問だったと思いますが、当時の担当課長がその歴町とゆった部分については、私、把握はしておりませんが、日本で最も美しい村連合の活動につきましては、先程、町長が答弁しましたように、いにしえ街道だけではありません。江差追分、姥神大神宮渡御祭、また、日々の生活の中で、美化活動含めてですね、地域の方々が活動しているものを総体して、美しい村連合の活動ということでですね、実施をさせて

頂いているものでございまして、具体的にいにしえ街道がどうのこうのということでのですね、事業ということは、町としてやっている訳ではなくて、先程言った全体の地域資源の中で、町としてやっていること、町民の方々がやっていることをですね、連動させながら、美しい村に加盟しながらですね、例えば、観光振興であったり、情報発信をしながら事業を進めてきたということでございますので、宜しくお願い致します。

（議長）
以上で、今定例会に通告があしました一般質問は、全て終了しました。

（議長）
これで、一般質問を終結致します。

（議長）
暫時休憩致します。

暫時休憩　１４：１８

※　休憩中　（追加日程、追加議案配布）

再開　１４：２０

（議長）
休憩を閉じて、会議を再開致します。

（議長）
お手元に配布のとおり、議会運営委員会より、発委第１号、田畑豊利議員に対する問責決議（案）について、が提出されております。

（議長）
お諮り致します。
発委第１号を日程に追加し、追加日程第１号として、直ちに議題とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。

（議長）
よって、発委第１号を日程に追加し、追加日程第１号とし、直ちに議題とすることに可決されました。

（議長）
田畑議員は、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

※　田畑議員　退場

（議長）
追加日程第１、発委第１号、田畑豊利議員に対する問責決議（案）についてを議題と致します。

（議長）
本案について、議会運営委員会委員長より、提案の趣旨説明をお願いします。

（議長）
室井委員長。

「室井委員長」（議会運営委員会より提案説明）
それでは、提案理由を申し上げます。
去る１２月５日に開催された全員協議会において、田畑豊利議員が行った議会解散請求の趣旨説明については、皆さんも記憶に新しいものと思います。
ですので、全て申し上げませんが、解散請求の趣旨における事実に基づかない記述や、町長の傀儡物、イエスマン集団などの記述、更には、全員協議会における我々に対しての町長の傀儡発言の連呼、これらは、我々議員を完全に侮辱するものであり、自分の意に沿わない者を排除しようとする言動、行動は、議会の品位や名誉を傷つける行為であり、議員としての職責、責任の重さを認識しているとは、思えないものであります。
以上のことから、今後こうした発言や行動が行われることが無いよう、田畑豊利議員に対し、猛省を促すため、問責決議を提出するものであります。
以上。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
次に、討論を行います。
討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）
討論希望なしと認め、討論を終結します。

（議長）
発委第１号の採決を行います。
田畑豊利議員に対する問責決議（案）について、賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、全員であります。
従って、田畑議員に対する問責決議については、原案のとおり決しました。

（議長）
田畑議員の入場を求めます。

※　田畑議員　入場

（議長）
ただ今の議決に基づいて、これから田畑議員に対し、決議文を読み上げます。

（議長）
田畑議員の起立を求めます。

（議長）（問責決議）
田畑豊利議員に対する問責決議。
田畑豊利議員は、江差町議会が行政の監視機能を果たしていないとして、江差町議会の解散請求の手続きを令和５年１１月２２日に行ったものであるが、地方自治法には、議会議員選挙から１年間は解散請求をすることが出来ないとの規定があり、結果として不受理になったところである。
これらの行動は、個人の自由であり、決して非難するものではないが、当事者たる

議会並びに他の議員は、どのような理由によりこのような行動に至ったのかを知る必要があり、新聞報道だけでは真意が不明なため、議会運営委員会として議長に対し、議会解散請求に係る提出書類の写しの交付を要請したものである。

江差町選挙管理委員会から提供を受けた書類を見るに、その要旨において、江差町には議会がありませんなどの虚偽の記述や、町長の傀儡物、イエスマン集団、ものをいう議員はゼロなど、議会並びに他の現職議員を侮辱するような文言が記述されていたものである。

また、令和５年１２月５日開催の議会全員協議会において、議会解散請求の要旨における記述内容の真意を田畑議員に対し、直接確認したところだが、その際、コミュニティプラザの建築に、皆さんで揃って反対して貰いたい。反対しないと言う事は、何回も言いますけど、照井誉之介町長の傀儡そのものだと私は思っています。という発言をし、その後においても、４度の傀儡発言を行ったものである。

コミュニティプラザについては、この間、議会において様々な論議を経て決定されたところであり、議会制民主主義を守る観点からも、議会の決定は尊重されなければならないものであり、議員という立場にありながら、事実に基づかない虚偽の記述や議会並びに他の議員を侮辱する文言の記述、自分の意に沿わない者は排除するかのような言動、行動は、議会の品位や名誉を傷つける行為であり、議員としての職責、責任の重さを認識しているとは思えないものである。

田畑議員には、今後、資質の向上に努めるとともに、根拠のない記述や発言は厳に慎むべきであると言わざるを得ない。

よって、江差町議会として田畑豊利議員に対し、その責任を真摯に受け止め、自覚と責任ある行動をするよう猛省を強く求める。

以上、決議する。

（議長）

田畑議員は、着席、お願います。

（議長）

本件について、田畑議員、何かございますか。

「田畑議員」

ありません。

（議長）

以上で、本件を終わります。

（議長）

２時４０分まで、休憩致します。

休憩　１４：２９

再開　１４：４０

（議長）
休憩を閉じて、再開致します。

（議長）
日程第６、議案第１号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第７、議案第２号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第８、議案第３号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第９、議案第４号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第１号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第２号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第３号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第４号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。
令和５年の人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
総務課長。

「総務課長」
はじめに議案第３号及び第４号、関連資料２、誤りがありましたことから、本日、差し替えとなりましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
では、説明させて頂きます。議案書につきましては、１ページから１２ページ、資

料につきましては、１ページの人事院勧告に基づく給与改定等の概要、２ページから９ページの新旧対照表となります。資料１の給与改定等の概要を中心にご説明させて頂きます。

まず、議案第１号から第４号に関わる期末手当及び勤勉手当に関しましては、年間の支給月数を引き上げるもので、議案第１号の議員に関しては、年２．４か月を２．４５か月に、議案第２号の特別職及び議案第３号の町職員の一般職では、年４．４か月を４．５か月に、再任用職員については、年２．３か月を２．３５か月、議案第４号の会計年度任用職員の関しましては、年１．３５か月を１．３７か月に引き上げることとしており、これらの引上げを令和５年１２月１日から適用するものですが、既に６月の支給が済んでいることから、今年度に限り、年間の増額分を１２月支給時に支給するよう特例措置を規定するものでございます。

続いて、議案第３号の町職員及び議案第４号の会計年度任用職員の給与に関しましては、民間企業における初任給の動向や、人材確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改訂率とし、順次、提言させる形で全体の改定率を１．１％の増加としており、令和５年４月１日から適用するものでございます。

各条例の一部改正に関わる概要は以上となりますが、関連する人件費を補正予算案として、提出させて頂いておりますので、併せて宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第１号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第２号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第３号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第４号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第４号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１０、議案第５号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第５号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。
地方税法及び同法施行令、同法施行規則の一部改正による国民健康保険税の免除制度新設に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

「税務課長」（補足説明）
それでは、議案第５号、江差町国民健康保健税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせて頂きます。
議案書は１４ページから１５ページ、定例会資料につきまして、１１ページから１４ページの資料の２の新旧対照表となります。
本改正につきましては、地方税法などが改正され、令和６年１月１日から産前産後期間の国民健康保健税を一定期間免除する制度が新設されたため、改正するものでございます。
免除の内容でございますが、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額するもので、免除期間は、単体妊娠の場合は４か月間、双子などの多胎妊娠の場合は６か月間、国民保健税を免除するというものでございます。
以上が一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
お諮り致します。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第５号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１１、議案第６号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、日程第１２、議案第７号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、日程第１３、議案第８号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例については、関連がありますので、一括議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第６号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第７号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、議案第８号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についてでご

ざいます。
　江差町公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、関係条例の整備をするものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　建設水道課長。

「建設水道課長」（提案説明）
　それでは、私の方から一括上程となりました公営企業の設置等に関する条例整備につきまして、説明致します。
　議案書は１７ページから２６ページ、定例会資料につきましては、１５ページから１７ページの資料№３、４になります。説明につきましては、定例会資料に沿って説明をさせて頂きます。
　まず、今回の条例制定でございますが、これまでの公営企業会計は水道事業のみでございましたが、今回、新たに下水道事業が公営企業会計に移行することと受けまして、これまでの条例の名称を水道事業から公営企業と名称を変更することになりましたことから、これまでの条例を一度廃止をし、改めて下水道を加えた公営企業として、条例を整備するものでございます。
　まず、資料の第１、今回、改めて制定する条例でございますが、議案第６号の江差町公営企業の設置等に関する条例と議案第７号の江差町公営企業職員の給与に関する条例となりまして、廃止致します条例につきましては、記載のとおりでございますが、欄外に記載していますとおり、議案第８号の江差町公共下水道事業特別事業会計条例の廃止以外につきましては、先程の新たに制定致します条例の附則で廃止を規定しているものでございます。
　次に、第２の目的と背景でございますが、資料の方に縷々記載しているとおりでございますけども、要点と致しましては、将来に渡り必要なサービスを安定的に提供するために、より一層の効率化と経営基盤の強化を図ることを目的に、これまでは、人口３万人以上の地方公共団体につきまして、令和元年度までに公営企業会計への移行が要請されてきたところでございましたが、人口３万人未満の地方公共団体につきましても、令和６年度までに公営企業会計への移行をするよう、総務省から示されましたことから、当町におきましても令和６年４月１日の施行に向け、令和２年度から準備をしてきたところでございます。
　次に、第３の地方公営企業法の概要につきましても、参考までに記載させて頂いておりますが、こちらにつきましては、これまでも水道事業会計で実施してきました内容でございますので、説明につきましては、割愛させて頂きます。
　最後に、第４の制定する条例の概要でございますが、冒頭で説明しましたとおり、

これまでの水道事業会計の設置条例に下水道事業を加えたものでございますので、要点を絞りまして、説明をさせて頂きます。
　まず、第２条の設置でございますけども、これまでの水道事業に下水道事業の設置を加えたものでございます。
　次に、第４条ですけども、こちらにつきましても、これまでの水道事業の区域に加えまして、新たに下水道事業の区域を規定したものでございます。
　以降、第５条の組織から第１１条の業務状況説明書類の提出につきましては、細かな条文の変更や条項の順番の変更などございますが、これまでの条例と同様の内容でございますので、説明につきましては割愛させて頂きます。
　引き続き、議案第７号の江差町公営企業職員の給与に関する条例について、でございます。定例会資料につきまして、１７ページの資料№.４の新旧対照表をご覧下さい。
　これまでの水道事業職員としておりました表記を公営企業職員へ変更するものでございまして、加えまして、第３条において、町職員とした表記を江差町職員と変更したものでございます。
　また、附則におきまして、この条例の施行日、先程、説明致しました廃止にとなる条例を規定しているものでございます。
　以上、一括上程となりました、議案第６号から議案第８号までの説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

「増永議員」
　はい。

（議長）
　増永議員。

「増永議員」
　えー、課長さん、申し訳ないです。ありがとうございます。
　えーとですね、ちょっと確認の意味で、ちょっと質問させて頂きました。
　結局、この公営企業のこの設置ということは、国から、ま、やりなさいよという、ま、ご指示で進んでると思いますが、何故、国がこういうことをするかっていうことを、やはり考えますと、将来におけて下水道工事に関わる財務的な内容が今の企業会計では、わかりづらい。そして、この、今、公営にすることによって、複式簿記の企業会計簿記になって、結局、内容が明確なり、資産がどうあるのかっていう、一目瞭

然の会計をして、その中で、今後起こり得る修繕費等々の膨大な費用を、何とかおめだじ、せぇいやっていう、ことじゃないのかなっというふうに、自分なりに思っているんですけども、如何なものでしょう。

（議長）
建設水道課長。

「建設水道課長」
はい。増永議員のご質問にご答弁申し上げます。
先程の目的と背景の説明の中でもお話させて頂きましたけども、議員、ご指摘のとおりですね、今後人口が減ると。経営関係が、益々、厳しくなるということを今回企業会計にすることによって、財政状況を明確にするっていうのが今回の移行の流れでございまして、もう一つはですね、社会資本整備総合交付金を、今、活用して様々な管渠の整備であったり、それからストックマネージメント計画に基づく各機器類の更新、あるいは、建設建物躯体の修繕なんかも、現在、行っておりますけども、それらにつきましては、この社会資本整備総合交付金を活用して行っておるところでございますけども、今後、これらを活用する場合については、この会計移行がですね、交付要件になってくるということもございまして、今回、令和６年の４月１日の施行に向けて、準備をしてきたというところでございます。
この社会資本総合整備交付金につきましてはですね、通常の管渠整備であれば、二分の一が国から交付される内容でございまして、またストックマネージメント計画につきましては、一部は事業費の５５％が国から交付されるということになりますので、先程来、出ているようにですね、今後増大する事業費なんかにつきましても、これらを活用することによって、無駄の削減につながるのではないのかなというふうに考えてございますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」
はい。

（議長）
増永議員。

「増永議員」
はい。ありがとうございます。
少なくとも国はですね、今後、人口が減って収益が上がらない。で、経費がかさむっていうことを、町民に、国民に指導している訳ですよね。ですので、町長さん、これが実態なんですよ。収入が減って経費が減るってことは、国がそういうふうに指導しているんで、すいませんが、その辺を考えて、今後、考えて頂きたいと思います。

終わります。

（議長）
他に、質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第６号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第６号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第７号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第７号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第８号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について、

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、議案第８号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１４、議案第９号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第９号）について、日程第１５、議案第１５号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第１０号）については、関連がありますので、一括議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第９号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第９号）について、議案第１５号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第１０号）についてでございます。
今回の補正につきましては、燃料費、電気料の高騰に伴う４施設の施設等管理費、令和５年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、不用額が見込まれる事業の減額補正など１０事業、重点支援地方交付金事業に関わる経費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１億６，８７８万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、６９億５，７０４万４千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
はい。
それでは、議案第９号の補正予算第９号並びに議案第１５号の補正予算第１０号について、一括して補足説明をさせて頂きます。
まずは、議案第９号です。議案書２９ページから３１ページの補正予算構成表をご

覧下さい。
はじめに、燃料費、電気料高騰に伴う施設維持管理費の増額補正です。
今般の物価高騰を踏まえ、町が管理する施設全ての水道光熱費について、今年度の執行状況を再確認した上、過去の実績も押さえながら、今後の所要経費を見積りました。補正が必要となった施設は、役場庁舎、在宅型総合福祉施設まるやま及び町立小中学校５校です。
補正額の内訳につきましては、電気料がまるやまと町立小中学校を合計して４４５万円、燃料費が役場庁舎とまるやまを合計して１５４万円となりました。これらを総合した補正額は、５９９万円、一般財源です。
次に、人件費補正です。ここの括りでは、先程、議案第１号から第４号までの条例改正で説明致しました、今年度の人事院勧告に伴う給料、手当、共済費の増額補正と、本年４月から令和１５年３月までの間における一般職の算定方法が変更されたことに伴う退職手当組合負担金の減額補正を計上しました。
補正額の内訳につきましては、人事院勧告分が３，５７９万４千円、退職手当組合分がマイナス３，３７１万４千円、従いまして人件費補正としての合計は、２０８万円となりました。
続いて、減額補正、財源更正です。
入札執行残や補助制度の利用実績の減、災害等の事情変更による事業の取り止めなどによる減額補正が記載の９事業で２，８０７万３千円となりました。
また、戸籍システム、住基システム改修、法改正対応については、この度、全額国庫補助金の対象となることが確定しましたことから、一般財源から国庫支出金へ４８２万９千円財源更正するものです。
減額補正、財源更正全体の財源内訳は、記載のとおりです。
次に、一般事業補正です。
まずは、公用車管理福祉バス修繕です。
町の福祉バスのエアコン故障に係る修理費ですが、修理費ですが、エアコン本体のほか、エアコンコンプレッサーについても不具合を生じているため、併せて修理するものです。補正額は、４０万１千円です。
次に、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立です。
本件につきましては、札幌市の企業からの企業版ふるさと納税に係るもので、寄附目的に基づきまして、次年度以降における北の江の島事業に充当するため、同基金へ積み立てます。補正額は、５０万円です。
次に、生活交通路線等維持費補助です。定例会資料の５をご覧下さい。
昨年１０月１日から今年９月３０日までの１年間における生活交通路線の運行経費について、函館バス株式会社への赤字分を補助するものです。昨年度の補助実績からは、１４２万９千円の増額となりました。
増額の内訳につきましては、函館江差線において、函館市内の路線減便等に伴い、利用者数が増加し収支がやや回復した一方で、檜山海岸線、町単独路線においては、

燃料費の高騰や利用者数の減少でこれを上回り、収支悪化となったこと等によります。補正額は、１，７７１万４千円。全額一般財源となっておりますが、別途特別交付税で措置されます。

次に、令和４年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還と、その下の令和４年度障害児入所給付費等国庫負担金返還を、併せて説明致します。

いずれも関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、それぞれ４０５万１千円、３０万６千円となりました。

次に、マイナンバーカード振り仮名及びローマ字表記対応システム改修です。

デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化しており、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うために、住民基本台帳及び戸籍の附票にローマ字表記のもととなる戸籍と、同一の氏名の読み仮名を表記する必要がありますことから、町の住民記録システム等を改修します。補正額は、２９８万７千円。全額国庫支出金です。

なお、本事業は、国における標準字体等の整理が出来ておらず、今年度内に事業を完了出来ない見込みでありますことから、既存予算の戸籍システム、住基システム改修、法改正対応と併せて予算の繰越しをお願いするものです。議案書３５ページに第２表繰越明許費の追加補正を記載しておりますので、合せてご覧頂ければと思います。

次に、介護保険特別会計繰出金です。

来年４月以降の介護保険制度改正や報酬改正等に対応し、改正後の制度運用を適正かつ円滑に実施するための介護保険システム改修費の全額を、介護保険特別会計へ繰り出します。補正額は、２２４万３千円。全額一般財源となっておりますが、本事業に対しましては、国から補助金が交付される予定であり、今月中に内示額が示されることとなっております。交付額が判明次第、財源更正をさせて頂きますので宜しくお願いします。

次に、第３期子ども子育て支援事業計画策定に関する生活実態調査です。

現行の町の第２期子ども子育て支援事業計画及び第１期子どもの未来応援計画が、令和６年度をもって計画期間５年間の満了を迎えます。このため、次期計画の基礎となる子どもと保護者を対象とした子ども子育てニーズ調査、これに子育て家庭の生活実態調査を実施し、幅広く意見を拾い上げるとともに、各家庭や地域における現状と課題を分析するための委託業務を実施します。補正額は、１７０万５千円。全額一般財源です。

なお、本事業につきましても、アンケートの設問に関連する国の手引きが先月に示されましたことから、本定例会での補正予算となりましたが、業務の完了までは６か月間程度を要し、今年度内に事業を完了出来ない見込みのため、予算の繰越しをお願いするものです。繰越明許費の追加補正に記載しておりますので、合わせてご確認下さい。

次に、不妊治療助成拡大事業です。定例会資料は６番目になります。

町では、不妊治療を受けている方を対象に、ご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。北海道は、本年１０月３１日付けで、生殖補助医療と同時期に実施した医療保険適用外の先進治療を助成対象とする制度を創設しましたことから、町の現行の助成制度を拡大し、同様の助成対象とします。

改正後の助成は、本年４月１日から適用し、助成の回数は、併用し行われた生殖補助医療の回数に準じるものとし、治療１回につき５万円を限度に支給します。補正額は、２５万円。道支出金は、北海道不妊治療等助成事業補助金です。

次に、公営住宅維持管理です。

今般の資材高騰、燃料高騰等により、日常的に対応している町営住宅の修繕費が嵩んでいるほか、老朽化に伴う漏水や暴風被害など突発的な修繕が重なったことから、今後の維持管理経費の不足を補います。補正額は、５７万８千円です。

次に、小学校用指導用教科書購入です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、檜山管内各町で構成する教科用図書採択地区教育委員会協議会による本年度の協議の結果、令和６年度から使用する小学校教科書が採択されたことに伴い、これに対応する教職員の指導用教科書を購入します。なお、今回購入するのは令和６年度の前期分で、残る後期分については新年度予算での措置となります。補正額は、６７９万７千円です。

最後に、生涯スポーツ推進スポーツ少年団補助です。

本件につきましても、本日、行政報告致しました株式会社北辰運輸様からのご寄附に係るもので、寄附の意向に基づきまして、町のスポーツ少年団本部を通じ、１０団体各１０万円を助成して、それぞれの団体運営や備品等整備に充てて頂きます。補正額は、１００万円です。

一般事業の補正額の合計は、３，８５３万２千円。財源内訳は記載のとおりです。

以上、第９号補正全体の合計額は、１，８５２万９千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

続きまして、３５ページの第２表繰越明許費補正をご覧下さい。

先程、一部を説明致しておりますが、その他、陣屋円山地区町有地法面崩落防止７千万円、橋梁長寿命化補修対策１億９，３６０万円につきましても、年度内の事業完了が出来ないため、繰越明許費補正をお願いするものです。

次に、３６ページの第３表債務負担行為補正をご覧下さい。

記載の５事業につきましては、新年度、直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる４月１日以前に、入札契約等の手続きを行うため債務負担行為補正をお願いするものです。

では、続きまして、議案第１５号について、補足説明を致します。議案につきましては、別冊のその２の３ページ、補正予算構成表をご覧下さい。

本補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての２事業となります。

はじめに、令和５年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業（追加給付分）です。
本事業は、本年６月定例会の補正予算で議決頂きました、住民税非課税世帯等低所得世帯１世帯につき、３万円を支給した事業の追加事業となるもので、去る１１月２９日の参院本会議で予算が成立し、基準日や支給対象世帯等が示されましたことから、当町におきましても、１世帯につき７万円を追加給付します。
対象者は、本年１２月１日現在で町内に住民票がある、約１，５２０の非課税世帯です。この世帯には、住民税課税者の扶養者からのみ、なる世帯を除いております。給付金は来年１月からを予定しています。補正額は、１億９１６万３千円。財源内訳は、重点支援地方交付金の低所得者支援分です。なお、現在の内定額は８，６６５万２千円ですが、この事業費が確定後に全額措置されることになります。
次に、エエ町江差みんなの商品券事業第二弾です。
本事業につきましても、本年６月定例会の補正予算で議決を頂きました商品券事業の第二弾となるもので、物価高騰の影響を受ける町民の経済的負担軽減を図ると共に、町内経済の好循環を推進することを目的として、本年１２月１日現在で当町に住民登録されている、先程、説明をしました低所得世帯の７万円の給付とならない課税世帯の町民全てに対し、第一弾と同じく町が発行する一人当たり７千円分の商品券を配付します。商品券の利用期間は、第一弾が来年１月末日までとしているところ、この第二弾では来年２月末日までとします。事業の実施は、引き続き江差商工会へ委託します。補正額は、４，１０９万円。財源内訳は、重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分として追加交付を受けた全額の３，３８２万８千円、需用費の残る残額７２６万２千円につきましては、一般財源の対応となります。
以上、重点支援地方交付金事業の補正額の合計は、１億５，０２５万３千円。財源内訳は記載のとおりです。
説明は以上となります。ご審議のほど宜しくお願いを致します。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
お諮り致します。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第９号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第９号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第９号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第１５号、令和５年度江差町一般会計補正予算（第１０号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１６、議案第１０号、令和５年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１０号、令和５年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和５年人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、３１８万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、８億３００万２千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

健康推進課課長。

「健康推進課長」（補足説明）

補足説明致します。議案書５７ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

人事院勧告に基づき特別会計で支弁する人権費の補正を行うものでございまして、補正額は、職員人件費等が４０万４千円の増額、会計年度任用職員人権費等が２２１万７千円の減額、退職手当組合負担金が１３７万３千円の減額、合計３１８万６千円の減額で、財源内訳はその他特定財源が３１１万３千円の減、一般財源が７万３千の減となります。その他特定財源は一般会計繰入金です。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第１５号（正：１０号）、令和５年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算

（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１０号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１７、議案第１１号、令和５年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１１号、令和５年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、でございます。
今回の補正につきましては、令和５年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、介護補修改定等に伴うシステム改修費など、所要の経費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１６７万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１２億３，８５４万７千円とするものでございます。
これによりまして、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして歳入歳出それぞれ、１２億４，３７９万９千円となるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
はい。
高齢あんしん課長が欠席ですので、私の方からご説明をさせて頂きます。

議案第１１号、介護保険特別会計の補正予算（第２号）についてです。議案書は７１ページの補正予算構成表をご覧下さい。
今回補正致しますのは、今、説明ありましたとおり、一般会計と同様に人事院勧告などに伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人権費、これに加えて、来年度の介護報酬改定に伴うシステム改修に係る委託料でして、補正額の合計は、ご覧のとおり１６７万９千円となります。
財源につきましては、全額その他特定財源というふうになってございますが、これは一般会計からの繰り入れ金です。なお、介護報酬改定に伴うシステム改修に対しましては、国の補助金がこれから交付される予定となっておりますので、交付決定を受け次第、財源更正をさせて頂く予定です。
説明は以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第１１号、令和５年度江差町介護保険特別別会計補正予算（第２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１８、議案第１２号、令和５年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１２号、令和５年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。
今回の補正につきましては、令和５年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、不用額が見込まれる事業の減額補正、消費税還付に伴う一般会計繰り出しなど、所要の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１，０９５万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、３億８，３９３万３千円とするものでございます。
併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しく願い申し上げます。

「建設水道長」（補足説明）
それでは私の方から、補足説明申し上げます。議案書は８９ページ、補正予算構成表をお開き下さい。
先程の一般会計と同様に、公共下水道事業特別会計につきましても、人事院勧告に伴います補正でございまして、職員人件費１７万４千円を増額、また、退職手当組合負担金３５万８千円を減額するものでございます。財源内訳につきましては、その他特定財源となるものでございます。
次に、同じく一般管理費の各種事業執行に伴います減額補正でございます。社会資本整備総合交付金事業など、内示額が減額となったもの、あるいは入札執行などのより、執行残となったものの減額補正でございます。補正額は、１，１０７万円の減額で、財源内訳につきましては、国庫支出金が４００万、地方債が７０万、その他特定財源が６３７万となるものでございます。

次に、消費税の還付に伴います一般会計操出でございます。確定申告により還付となりました消費税につきまして、一般会計へ操出となるものでございます。補正額は、１９０万６千円で、その他特定財源となるものでございます。

最後に、公共下水道施設費でございます。こちらにつきましては、管渠整備に係ります実施設計委託の入札執行残でございます。補正額は、１６７万の減額で、財源内訳につきましては、国庫支出金が６１万、地方債が６０万、その他特定財源が４６万となるものでございます。

補正額合計では、１,０９５万８千円の減額でございまして、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書９２ページ、第２表地方債補正でございます。ただ今、補正予算で説明致しましたとおり、地方債の額が変更となるものにつきまして、地方債補正をお願するものでございます。限度額以外の項目につきましては、変更ございませんので、説明は割愛させて頂きます。

説明は以上となります。宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第１２号、令和５年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第１２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１９、議案第１３号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の、締結についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１３号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、でございます。
令和６年度から令和１０年度までの５か年を期間とする第３次南北海道定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、函館市と江差町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、新たに連携する取組みを追加するため、江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

「まちづくり推進課長」（補足説明）
それでは、補足説明させて頂きます。
ただ今、町長からの提案理由にもありましたとおり、令和６年度から５か年期間とします第３次南北海道定住自立圏共生ビジョン策定に伴い、江差町と函館市と締結します定住自立圏の形成に関する協定の既存事業の文言修正と新たに取り組む事業の追加をするものです。
文言の修正につきまして、定例会資料２３ページで説明させて頂きます。文言の修正です。
まず、現在、中断にありますとおり、医療従事者の確保要請にという記載がございますが、これを安定的な医療提供体制の確保へ変更となります。これは医療に関しまして、人的なものでなく幅広く事業を含めるための変更でございます。
続いて、２４ページをお開き下さい。新たに取り組む事業と致しましては、教育事業として文化、スポーツの振興を追加し、圏域内の文化、スポーツを振興するため、

総合利用をはじめとした取り組みもこの事業の対象にすると、いうところでの追加となってございます。
　説明は以上です。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

　（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
　お諮り致します。
　本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
　議案第１３号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、議案第１３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
　日程第２０、議案第１４号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

（議長）
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１４号、工事請負契約の締結についてでございます。
令和５年６月２２日に契約を締結した、令和４年度（繰越）町道五厘沢山崎線道路改良工事について、設計変更による工事費の増額により、契約金額が５千万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
契約の内容につきましては、契約の目的、令和４年度（繰越）町道五厘沢山崎線道路改良工事、工事場所、檜山郡江差町字五厘沢町地内、契約の方法、指名競争入札、契約の相手方、檜山郡江差町字伏木戸町６３４番地、株式会社　田畑建設、代表取締役　田畑昌伸、契約の金額、変更前４，８２９万円、変更後５，２３１万６千円となるものでございます。
ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）
お諮り致します。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第１４号、工事請負契約の提携（正：締結）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１４号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第２１、発議第１号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

（議長）
お諮りします。
本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
発議第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第１号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２２、発議第２号、年金制度における外国人への脱退一時金のだせい（正：是正）を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
発議第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第２号については、原案のとおり決しました。

（議長）
以上で、本定例会に付議された案件については、全て議了致しました。

（議長）
これで、会議を閉じます。
令和５年、第４回江差町議会定例会を閉会致します。
皆さん、大変、ご苦労様でございました。
ご協力、ありがとうございました。

閉会　１５：３２